

令和3年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和3年9月9日（木曜日）

○日時 令和3年9月9日 午前10時09分開会

○場所 議場

古田 純也

村 椿 敏章

○議件

1. 議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第3号 緑地区小水力発電施設の維持管
理に関する事務委託について
3. 議案第4号 斜里町の下水道汚泥堆肥化に関
する事務受託について
4. 議案第5号 財産の取得について
5. 議案第6号 市道の路線認定及び廃止につ
いて
6. 報告第1号 令和3年度網走市一般会計補正
予算に係る専決処分の報告につ
いて
7. 陳情第25号 辺野古新基地建設の中止と、普
天間基地の沖縄県外・国外移転
について国民的議論を行い、憲
法に基づき公平かつ民主的に解
決すべきとする意見書の採択を
求める陳情
8. コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方
税財源の充実を求める意見書の提出要請
9. 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本
島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断
念についての意見書提出要請
10. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の
導入中止を求める意見書提出要請
11. 市町村議会における社会資本整備等に関する
意見書提出要請
12. 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意
見書提出要請（R3. 6. 17 継続審査）
13. 行政視察について

○欠席委員（0名）

○議 長 井戸 達也

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（5名）

石垣 直樹
金 兵 智 則
近 藤 憲 治
澤 谷 淳 子
松 浦 敏 司

○説明者

副 市 長	後 藤 利 博
企画総務部長	秋 葉 孝 博
農林水産部長	川 合 正 人
観光商工部長	伊 倉 直 樹
建設港湾部長	吉 田 憲 弘
建設港湾部次長	立 花 学
水 道 部 長	柏 木 弦
総務防災課長	田 邊 雄 三
財 政 課 長	古 田 孝 仁
農 林 課 長	佐 藤 岳 郎
農 林 課 参 事	中 塚 威 史
水産漁港課長	渡 部 貴 聴
商工労働課長	北 村 幸 彦
観光商工部参事	高 橋 優 紀
都市整備課長	村 上 雅 彦
港 湾 課 長	梅 津 義 則
下 水 道 課 長	中 村 昭 彦
水 道 部 参 事	阿 部 昌 和

○出席委員（8名）

委 員 長	小田部 照
副 委 員 長	山 田 庫司郎
委 員	栗 田 政 男
	立 崎 聡 一
	永 本 浩 子
	平 賀 貴 幸

○事務局職員

事 務 局 長	林 幸 一
次 長	石 井 公 晶
総務議事係長	法師人 絵 理
総 務 議 事 係	早 渕 由 樹

午前10時09分開会

○小田部照委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案等6件、陳情1件、要請5件、うち継続審査が1件について審査いたします。

本日の進行ですが、まず、企画総務部、農林水産部関係分について、順次審査後、理事者入替えを行います。

その後、観光商工部、建設港湾部関係分について審査後、理事者入替えをし、水道部関係分について審査をいたします。

理事者入替え後、陳情等の審査を行います。

それでは、まず初めに、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、個人情報保護制度推進事業について説明を求めます。

○田邊雄三総務防災課長 議案資料1の5ページを御覧願います。

令和3年度一般会計一般管理費、個人情報保護制度推進事業について御説明をいたします。

初めに、1の補正の理由及び内容ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が今年の5月に公布され、この法律による改正後の個人情報保護に関する法律が、施行予定となる令和5年4月より、市の個人情報保護制度は、条例適用から法律適用による運用となることから、新制度への対応が必要となります。

対応への準備として、現行の市の制度との比較と、それに伴う条例などの制定改廃内容の検討、法律適用により、新たに対応する個人情報ファイル簿の整備に向けた考え方の整理、庁内調査、全職員を対象とした新制度の理解の研修などについて、今年度は実施するもので、その作業、法の解釈や研修などについて、専門家などからの支援を委託により受けようとするものです。

この業務に関わる委託料として、231万円を追加補正するものです。次に、2の補正額ですが、歳出予算として個人情報保護制度推進事業を新たに設けるもので、財源は全額一般財源となります。

説明は以上となります。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○平賀貴幸委員 1点だけ伺います。

国の法改正による対応が必要だからという事業な

のですけれども、通常こういうのは、国から予算措置があつてということが、大体は多いのだと思いますけれども、今回は一般財源だったのですけれども、その理由についてはどんなふうに理解したらいいでしょうか。

○田邊雄三総務防災課長 国からは、今後ガイドライン等が示されるということですのですけれども、財源措置等について、今のところ情報がありませんので、一般財源で措置したところです。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号中、畑作振興対策事業、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除事業について説明を求めます。

○中塚威史農林課参事 議案資料1の6ページ目を御覧願います。

令和3年度一般会計農業振興費、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除事業の補正予算について、御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容につきましては、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除作業を実施した、圃場の耕作者に防除協力金を支払うため、追加補正をするものでございます。

防除協力金の内容についてですが、令和3年度にジャガイモシロシストセンチュウを防除するため、対抗植物の植栽に協力した耕作者に対し、10アール当たり6万1,600円の支払いをするもので、対象者は28戸、面積は134.52ヘクタールとなり、報償費として8,286万5,000円を追加補正するものでございます。

2の補正額につきましては、歳出、歳入ともに記載のとおり、8,286万5,000円であり、補正後の額は8,455万8,000円で、財源は全額道補助金でございます。

以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 一つ確認なのですが、補正前の額が169万円と、そこから、これだけ変わったという理由は何なのでしょう。

○中塚威史農林課参事 農業者にですね、防除協力金という、協力していただいたお金を10アール当たり6万1,600円、こちらのほうを支払いするために、予算を取ったものでございます。

前の額ですね、すいません。

○小田部照委員長 続けてください。

○中塚威史農林課参事 前の額の部分につきましては、ジャガイモシロシストセンチュウの蔓延防止のための対策費という形で、予算計上しているものでございます。

○村椿敏章委員 当初の部分には、この補助金はなかったのだけれども、この9月議会の前に、道のほうからそういう補助金がつきますよということが出されたということなのでしょうか。

○中塚威史農林課参事 今回のジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除につきましては、実績をベースにしてですね、予算がついてくるという形になっておりますので、今年の防除面積確定段階で予算を計上したという形になっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○立崎聡一委員 シロシストの関係なのですが、新規圃場というのは増えているのですか。

○中塚威史農林課参事 新規圃場ということなのですが、令和2年の防除の段階で、ジャガイモの感受性品種を植えたところがありまして、そのところですね、16.38ヘクタール、2圃場増えております。

○立崎聡一委員長 あと、一度、対抗植物なんかもやりまして、除外、除かれるということがあると思うのですが、除かれなかった圃場というものの、増加というのはあるのでしょうか。

○中塚威史農林課参事 除かれなかった圃場という形なのですが、令和2年ですね、緊急防除の結果では、50.84ヘクタール、こちらがですね、検出限界以下という形で、防除効果が上がっているところではございます。ならなかったところ、面積として……すみません、令和2年度の防除面積については、100.19ヘクタール、土壌検診というですね、国の検査を行ったところが80.26ヘクタール、検出限界以下になったところがですね、63.29ヘクタールという効果になっております。

○立崎聡一委員長 引き続き、検出限界以下にならなかった圃場については、来年、今年度以降、続けていると思うのですが、引き続き続けていくというお考えでよろしかったでしょうか。

○中塚威史農林課参事 防除協力の実施期間としましては、令和2年4月1日から、令和8年3月31日までの防除期間になっております。

この期間にですね、国としては、ジャガイモシロ

シストセンチュウを検出限界にするために、検出限界以下になってなかったところについては、再度実施するという形になっております。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○永本浩子委員 このシロシストセンチュウ、一時期、網走もかなり広がっているということで、この防除作業がずっと続けられてきたかと思えますけれども、今の段階では、一番大変だった時期から比べると、大分少なく、もう検出限界になって、もう防除しなくてもいいというところはどれぐらい出ているのでしょうか。

○中塚威史農林課参事 今まで、ジャガイモシロシストセンチュウが確認された面積というのはですね、891.4ヘクタールとなっております。

防除によりですね、検出限界以下になった面積につきましては、669.15ヘクタール、Gpが確認されている面積はですね、現段階、222.26ヘクタールという形で、今年からはかなり減ってきているという形になってございます。

○永本浩子委員 網走に関しては、大分減ってきているということで、今確認させていただきました。

そして、また、網走以外にも、斜里、清里とか、大空町とか、周辺の圃場にも広がっているという話も出ておりますけれども、その網走近辺のところには、どれくらいのところに広がっているのでしょうか。

○中塚威史農林課参事 面積についてはですね、こちらのほうについてはわからないというところなのですが、発生の市町村としましては、清里町、斜里町のほうにですね、ジャガイモシロシストセンチュウが確認されているということで、発表されております。

○永本浩子委員 大空町じゃなくて、清里、斜里ということだということですね。

この清里、斜里も、網走と同じような経費というか、防除の協力金をいただいているということでもよろしかったですか。

○中塚威史農林課参事 対抗植物の植栽による防除という形でですね、斜里、清里、網走、同じ形態でやらせていただいておりますので、防除協力金についてはですね、6万1,600円ということで、横並びという形になっております。

○永本浩子委員 わかりました。

防除期間が令和8年の3月31日までということで、あと4年半ぐらいありますけれども、ここまで

には、ほぼ完璧に防除はしなくても大丈夫という意味での、この防除期間という捉え方でよろしかったでしょうか。

○中塚威史農林課参事 国としてはですね、ジャガイモシロシストセンチュウを検出限界以下にするという目標がございますので、この期間内にですね、防除、本来であれば、6年間で2回の防除という形ではありますけれども、検出限界以下にならなければですね、回数を重ねてやるという話もございますので、そこについてはですね、令和8年3月31日までに、全ての圃場で検出限界以下を目指すという形になってございます。

○永本浩子委員 検出限界になったところと、やっぱりなかったところというのがあるということで、なかったところは、これからまた2回とか、もしかしたら3回ということになるかと思えますけれども、同じようにやっていて、検出限界以下にならない要因というのは、わかってはいるのでしょうか。

○中塚威史農林課参事 先ほど言っていたのも、令和2年4月1日からですね、令和8年3月31日まで、こちらの間にですね、2回の防除を実施するという形になっていますが、今回令和2年の段階です、1回目という形になっておりますので、まだ防除がですね、完全ではないといえますか、検出限界以下までには達していないというところがあるというふうに考えております。

新たに発生された圃場については……

○小田部照委員長 続けてください。

○中塚威史農林課参事 検出限界以下にならなかった6圃場、16.97ヘクタールは、全て令和元年度に、新たに発生した、確認された圃場でございまして、全てが低密度という形になってございます。

○永本浩子委員 ほぼほぼ2回やれば大丈夫ということだと思いますので、了解いたしました。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第1号中、農業振興施設整備事業、観光果樹園地整備事業補助金について説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは、議案資料1号、7ページを御覧願います。

令和3年度一般会計農業振興費、観光果樹園地整備事業補助金の補正予算について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容については、オホーツク網走果樹部会が実施する果樹園施設の整備に対し補助するため、次の経費を追加補正するものです。

内容については、オホーツク網走果樹部会の8戸の農業者が行う雨よけハウス7棟、多目的トイレ新設改修各1棟、高所作業所が2台、園地草刈り機5台、鳥獣対策の冊が4か所、園内の安全案内看板の8か所を整備する経費、2,499万2,000円に対して、北海道の地域づくり総合交付金、1,220万円が交付される見通しとなったことから、今回補正しようとするものです。

2の補正額につきましては、歳出、歳入ともに記載のとおり、1,220万円を補正するものでありまして、財源につきましては全額が道補助金でございます。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 果物に関するものということで、大変いい事業だと思っておりますが、網走の果物は、私は結構充実しているなというふうに思っているのですが、ふるさと納税に組み入れるとか、その辺のことはもう取組としてはされていたのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 ふるさと納税への取組ということでございますけれども、今回整備をさせていただきます、果樹園の部分についてはですね、サクランボ、イチゴとブドウは対象作物となっております。

期間がですね、非常に短いということもあってですね、なかなか、まだふるさと納税に組み込むというところまでは行っていない。

実際は、ここの園地に来園していただくお客さんが、収穫をして食べていただくものと、それから持ち帰りで購入していただくというものになっておりますので、それ今後の課題かなというふうにも考えてございます。

○平賀貴幸委員 やはりですね、本州から見ると特にだと思いますが、驚くほど安価でおいしい果物が、果物狩りで楽しめるということで、相当驚かれることが私も多いと感じております。

ふるさと納税、今こういうコロナの状況ですから、なかなか来網してというのは、難しい状況ありますけれども、将来に備えてぜひ、そこを見据えながらですね、さらに力を入れてPR含めてやってい

っていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 委員おっしゃるとおりですね、ここの部分、安価というのがありますけれども、一方でですね、集客は伸びている部分があります。

今回のような雨よけハウスの整備等によってですね、生産も増えているといったことも挙げられておりますので、まずそこを充実させていって、それから、次にステップを踏んでいくというのが、考え方としてはいいのかなというふうにも考えております。

○平賀貴幸委員 今後の取組を大いに期待しております。

○立崎聡一委員 トイレの改修事業と入っていたのですが、新規に雨よけハウスをやられた方の戸数と面積ですか、ちょっとお聞きしたいのです。

○佐藤岳郎農林課長 雨よけハウス、先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、サクランボとブドウとイチゴの雨よけハウス、これは雨に当たって果実が裂けてしまったりとか、あとは、来園者の方に雨が当たらないような意味合いで整備をするものでございますが、これについてはですね、新たに1戸の農業者の方が整備をするサクランボで1戸、これが面積としては、54.5坪が1棟、それからブドウの栽培ハウスというのがですね、これが57.3坪のものが1棟、それからイチゴの雨よけハウスというのが、76.7坪が2棟、それから、これは前回は整備をした追加になりますけれども、その方で、129.7坪が2棟、それから64.9坪が1棟ですね。以上となっております。

○立崎聡一委員 先ほど、平賀委員のほうからもお話のありました、ふるさと納税、今年天候がよかったので、実は雨よけハウスというのが、必要かどうかというような天気だったので、サクランボなんかも、ものすごく収穫期間が長かったということもありまして、集客の部分、それからお客さんに提供する部分という意味合いからいくと、痛みも少ないですし、商品的にもすごくいいものができたのだらうなというふうに思っております。

この事業、雨対策だと思うのですよね、ある意味。

今後、いろんな意味で、網走に活用できるような作物になっていくよう、引き続きよろしくお願

いというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第1号中、農業振興施設整備事業、就農者支援施設整備事業補助金について説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは続きまして、議案資料1号、8ページを御覧願います。

令和3年度一般会計農業振興費、就農者支援施設整備事業補助金の補正予算について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容については、農事組合法人が、就農者確保のために行う共同住宅施設建設に対し補助するため、次の経費を追加補正するものです。

内容については、卯原内酪農生産組合が行う就農者確保に必要な共同住宅、木造3階建て6戸の建設に係る経費7,700万円に対し、北海道の地域づくり総合交付金3,340万円が交付される見通しとなったことから、今回補正計上するものです。

2、補正額につきましては、歳出、歳入ともに記載のとおり、3,340万円補正するものでありまして、財源につきましては、全額が道補助金でございます。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○永本浩子委員 就農者確保のための、この共同住宅施設ということなのですか、こういった施設は今までもあったのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 既存の施設ですね。

ここの酪農生産組合の事務所の上ですね、一応設けられていたのですが、平成4年かな、4年にですね、建設された古い建物になっておりまして、また、今、入っている方がですね、やはり3名入りのところにですね、4名入っていたりとか、そういうこともあるものですから、あと、それと加えて、新規就農が今回入っていただけることになったということもあってですね、建設をするものとなっております。

○永本浩子委員 新規就農もあったというのは、とてもうれしい話だと思います。

ということで、6戸ということは、6人の方が入られる予定、6人もしくは、御夫婦だったら2人に

なりますけれども、そういう予定で新しくということでもよろしかったでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 現在ですね、今、6戸の建物を建てるのですけれども、そのうち4名はですね、今、既存の古い建物に住んでいる方が入居する予定となっております、それに加えて、今回新規就農となった1名の方、それからもう1名はですね、新たに新規雇用を望みたい、求めて募集をしていきたいということですね、1名を募集していくという考え方となっております。

○永本浩子委員 じゃあ未来の可能性も含めてということで、こういった施設もあるのかということ、新規就農者を募集する意味もあるということですね。

この新規就農者1名というのは、農大生とかそういったことではなく、全く農大とは関係のない方が新規就農になったのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 この方はですね、東京都内の大学を卒業されて、農大ではないというふうに聞いていますけれども、ほかの大学を卒業後ですね、ほかの会社にお勤めになった後に、こちらのほうに、卯原内酪生にお勤めになってですね、この地域におじいちゃんが住んでいるということもあってですね、ここの地域に縁があってですね、ここでの構成員になるということで、就農するという事になったというふうに聞いてございます。

○永本浩子委員 Uターンに近いというか、若い人が、また、東京からこちらに戻ってきてくれて、そういった、酪農を継いでくれるというのは本当にありがたいことだと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第1号中、基幹水利施設管理事業・卯原内ダム等管理事業について説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは続きまして、議案資料1号9ページを御覧願います。

令和3年度一般会計農業農村整備費、卯原内ダム等管理事業の補正予算について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容については、卯原内ダム等管理公社の一部が、農業水路等長寿命化・防災減災事業として採択されたことに伴い、発行する地方債の充当率に変更が生じたため、その財源を補正するものとなっております。

内容については、本年度当初予算で計上をさせていただいておりました、卯原内ダムの能取加圧ポンプ場内にあります、加圧タンクの交換修繕工事について事業が採択されたことに伴いまして、対象となる地方債に特例措置が適用となったということで、市債50万円を増額するものです。

補正額につきましては、財源補正となっております、歳出予算の補正前、及び、補正後の額は、同額で3,627万4,000円、財源内訳については市債50万円を増額いたしまして、一般財源を50万円減額するものであります。

歳入予算は記載のとおり、補正前2,240万円、補正後50万円で、補正後の額が290万円とするものでございます。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○立崎聡一委員 今回、特例というお話がありました。

市としても、引き続き特例にならないよう、働きかけていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○佐藤岳郎農林課長 この特例措置については、令和元年度からですね、こういう充当率のかさ上げ、今、既存が75%のものが90%、なおかつ、その交付税措置もあるということですね、そういったものが継続されていくということを経済課としては望んでございます。

○立崎聡一委員 確かに、国のお金と言ってしまうと、それまでなのですから、本市としても、かなり有益なことになると思いますので、そういう働きかけは今後必要だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第1号中、沿岸漁業振興事業、漁網・漁具洗浄施設整備事業補助金について説明を求めます。

○渡部貴聴水産漁港課長 それでは、議案資料の10ページを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算、漁業振興費、漁網・漁具洗浄施設整備事業補助金について、御説明いたします。

1、補正の理由及び内容であります、網走漁業

協同組合が実施します、漁具・漁網洗浄施設整備事業に対しまして、北海道の地域づくり総合交付金が交付される見込みとなりましたことから、市を通じて補正しようとするものでございます。

2、補正の額であります、歳出予算として、漁網・漁具洗浄施設整備事業補助金、5,270万円を追加するものでございます。

歳入予算につきましては、全額道補助金であり、記載のとおりとなっております。

事業の概要といたしましては、近年、ホタテ稚貝の生産量の増加などにより、漁具量も増加しており、既存の網洗い場が手狭となったため、新しい広いスペースが確保できる網洗い場を整備する事業となっております。

以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 確認ですけれども、負担金補助は、何%補助になっているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 補助につきましては、今回ですね、総事業費が1億1,594万円なのですから、税抜きで、交付対象経費が1億540万円となっております、補助率2分の1で、北海道のほうから交付される見込みとなっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第1号中、沿岸漁業振興事業、能取地区トラックスケール整備事業補助金について説明を求めます。

○渡部貴聴水産漁港課長 続きまして、議案資料の11ページを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算漁業振興費、能取漁港トラックスケール整備事業補助金について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容であります、西網走漁業協同組合が実施します、能取漁港トラックスケール整備事業に対しまして、北海道の地域づくり総合交付金が交付される見込みとなりましたことから、市を通じて補助しようとするものでございます。

2、補正額であります、歳出予算としまして、能取漁港トラックスケール整備事業補助金、200万円を追加するものでございます。

歳入予算につきましては、全額道補助金であり、記載のとおりとなっております。

事業の概要といたしましては、ホタテ及びホタテ稚貝出荷用トラックの大型化に伴いまして、大型トラックに対応できるトラックスケールを導入する事業となっております。

以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部、農林水産部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定いたしました。

○小田部照委員長 続きまして、議案第3号緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務委託について、説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは、議案資料2号、32ページと、議案第3号及び別紙を併せて御覧願います。

緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務委託について御説明いたします。

1、委託の経緯ですが、網走市、斜里町、小清水町、大空町及び清里町の1市4町は、斜網地域における畑地かんがい施設に係る維持管理費の節減と、再生可能エネルギーの活用により、二酸化炭素の排出削減を図ることを目的に、道営事業により、緑ダムの包蔵水力を活用した小水力発電施設の整備を進めておりましたが、令和4年6月に竣工、供用開始をされる見通しとなったことから、規約を定め、施設の維持管理に関する事務の一部を清里町へ委託するものでございます。

2、委託の概要についてですが、網走市、斜里町、小清水町及び大空町は、規約に基づき、造成された施設に関する事務の管理及び執行を清里町へ委託するものです。

なお、この事務委託に係る網走市の負担割合は、畑地かんがい施設に係る維持管理費の費用負担割合と同率であります、26.2%となっております。

規約の概要については、下記の表となっております、この規約は令和4年4月1日から施行するものとなっております。

また、次の33ページに、今緑地区小水力発電の計

画平面図をお付けいたしております。

1市4町の受益地と、あと中央、清里町の下にですね、発電施設の位置を決めさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 小水力発電ができた、完成したということで、委託ということなのですけれども、負担額が、新たに小水力発電所を造るというふうに決めたときに、負担額は増えることありませんよという話だったような気がするのですけれども、今回、完成した上ですね、その負担金が増えていくというようなことはないのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 平成26年に計画を策定をして、27年に決定した計画となっておりますけれども、この部分についてはですね、当初、道営事業で行うということの決定ではなかったものですから、いろいろ費用負担割合についてはですね、そのあと変わってございます。

結果から言いますと、総事業費についてはですね、期間が延びたこと等によってですね、増えてはいるのですけれども、各1市4町の負担金についてはですね、道営事業の活用により減少していると、削減されているという結果になってございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

○山田庫司郎委員 ちょっと、まずお聞きしたいのはですね、今回提案があったのは、事務委託の関係ということでよろしいですね。建設の関係をちょっと別としてですね。

事務委託ですから、この規約の2条に該当すると思うのですが、維持管理及び売電収入、積立金等の管理を、2条の中で委ねることになって、協議しながらということになっていますが、これは、1市4町でちょっと話した段階でですね、事務委託については、売電収入で大体賄えるのか、それともやっぱりここに負担割合がありますけれども、ある程度の額というのは、この1市4町で持ち出しをしながらやっていかなければならないという状況があるのか、もしその辺の将来の見込みも含めて、お話しいただければと思います。

○佐藤岳郎農林課長 まず、今回事務委託をする内容としてはですね、畑地かんがいの部分の維持管理費とは別にですね、ではなくて、発電施設の運営の

経費、運営に係る部分ということで、この経費についてはですね、当然売電収入で賄われないと、もともと投資をした経費が回収できないということになりますので、試算上はですね、経費も含めて発生をしないとといった見通しになってございます。

それに加えて、その後、修繕引当金ですとか、積立金を積んで、その残りの部分を畑地かんがい施設の維持管理費、今水を出している部分の維持管理費にですね、充てて圧縮をしていくといった計画となっているところです。

○山田庫司郎委員 想定ですけれども、今、課長から説明があったように、この事務委託の維持管理費については、持ち出しは、ここに按分割合がありますけれども、当面はないだろうと。

逆に売電によって得られた収入については、将来の維持管理だとか、いろんなものに積立てとして積んでいくという方向性を持った内容ですよっていうことで解釈してよろしいですね。

○佐藤岳郎農林課長 これらに係る突発的な経費等もありますので、例えば修繕ですとか、災害ですとか、そういうものにも積立てながら、何か発電施設、新たに造った部分に故障が生じた場合はそれを充てていきますし、それに残った部分のお金というのは、今、既存で動いている畑かん施設の維持管理費に充てていくといった計画となっているということで間違いございません。

○山田庫司郎委員 畑かんの施設の維持管理費にも積立てするということですか。

小水力発電の施設の維持管理を積み立てるということではなくて。

○佐藤岳郎農林課長 維持管理費というのは、積立てはできない決まりになっていまして、畑かんに対するですね、それは充当する、協議会に今管理をしているところに、1市4町の協議会に交付をするという形ですね。

今、発電施設を建設していて、そこに何かあったときのために積んでおくというのが積立金ですとか、修繕引当金ですとか、そういったものが準備をするということです。

その差し引きを、畑かん施設に残りをですね、充当するという、交付するという流れです。

○山田庫司郎委員 わかりました。

やっぱり、小水力の施設も時間がたつことによって傷んでいきますし、突発的な何かがあったときのことも含めて、それは引当金等を含めて積立てをして

おく。

ある程度余剰金が出た場合については、充当という形で、畑かんの施設のほうの維持管理にも回すこともありうると、こういうことですね。

大分、売電金額というのは、どのぐらいになるかっていうのは、想定はあるのですか。

○佐藤岳郎農林課長 計画の発電量はですね、2,500メガワットアワーというふうになっておりまして、これがフィットで、20年間固定で29円になりますので、売電の計画上の売電収入というのは、7,300万円というふうに見込まれております。これは単年ですね。

これは気象状況による稼働時間の減ですとか、送電ロスというのを見込まない計画上の金額というふうになってございます。

この見通しとしてはですね、これらを引き当てた後に、今、畑かんの維持管理費が直近5年で、平均すると4,100万円ほどかかっているのですが、そこに対してですね、残るのが2,900万、3,000万弱ですね、充当ができるのではないだろうかと、ロスを見込まない場合はということなのです。

前提なのですが、その計算上は70%ほど充当できるのではないかと。

3,000万弱ですね、そういったことで試算がされてございます。

○山田庫司郎委員 やっぱりちょっと、大変助かる事業だというふうに思います。

期待もさせていただきたいと思うので、単純に思いますと、卯原内のダムにもこういう何かが、対応も含めてできないのかという、ちょっと思いがあるのですが、その辺は非常に難しいのですか。

○佐藤岳郎農林課長 西部地区の卯原内ダムのほうでも、この総水力発電の検討が、以前にされたことがございまして、そのとき開発建設部でですね、簡易的なシミュレーションというものを行いました。

ダムの小水力発電を行うにはですね、その流量、流れている総体の量と、あと落差ですね、高さによって、積によって、このエネルギー量を算出するのですけれども、それがやはり、卯原内ダムの場合、かなり小さいということで、採算が合わないと言った試算結果が出ております。

○山田庫司郎委員 わかりました。

ありがとうございます。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第3号緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務委託については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定いたしました。

それではここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時57分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部、建設港湾部関係分の説明を求めます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策事業、店舗等感染症対策支援補助金について説明を求めます。

○北村幸彦商工労働課長 議案資料12ページを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算商工振興費、店舗等感染症対策支援補助金について、御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市内に店舗等を有する事業者の感染症対策を支援するため、必要な経費を追加補正するものでございます。

2、補正額、（1）歳出予算は2,000万円で、財源は全て基金繰入金でございます。

（2）歳入予算は記載のとおりでございます。

次に、3、事業の概要ですが、（1）補助対象者は、市内に店舗、事務所、作業所等を有する事業者です。

（2）対象経費は①換気扇、間仕切りの設置、開口部、座席の改修工事などの経費、②非接触型体温計、自動消毒機など、衛生用備品の購入費、③パーテーションなど、飛沫防止用の備品及び原材料費といたします。

なお、マスク、消毒液、手袋、フェイスシールドなどの消耗品は対象外とします。

（3）補助率は対象経費の5分の4とします。

（4）補助限度額は、1事業者当たり20万円でございます。

なお、本事業は前年からの継続のため、限度額は、昨年度から通算して20万円といたします。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 今回のこの事業は、昨年度からに引き続きということなのですから、実績はそれほどあるのでしょうか。昨年度からの実績です。

○北村幸彦商工労働課長 まず、この事業につきまして、最初、令和2年第6回目の臨時会で、7月31日開催で、そこで600万円をまず補正予算の可決をいただきました。

その後、12月に開催しました、第10回の臨時会で、2,400万円の追加補正、さらに今年3月の第1回定例会で、1,000万円の補正予算の可決をいただきました。

その中で1,000万円につきましては、今年度に繰り越して事業を執行しているところでございます。

昨年度の実績でございますが、令和2年度中ですね、補助を支出した事業所数は、320事業者、3,878万3,000円、今年度、こちらは9月7日現在でございますが、87事業者、1,244万4,000円という状況でございます。

合計は5,122万7,000円となっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

かなりの事業所がしているということはわかったのですけれども、今現在要望があるから、今回、補正を組んでいると思うのですけれども、要望されている事業者というのは何社くらいあるのですか。

○北村幸彦商工労働課長 要望については特段ございません。

今年度1,000万円の繰越しで事業執行しているわけでございますが、1,000万円につきましては、7月中で予算を消化してしまったというところでございます。

その後、申請に来られた方につきましては、営業継続支援応援金、今年の5月に可決をいただきました、補正予算の予算内で、ちょっと流用で対応させていただいている状況でございます。

現在のところ、1事業者当たり20万円の限度額ということで執行していますけれども、平均しますと、約12万5,000円というような、平均の金額でございます。

○村椿敏章委員 まだまだ要望があるだろうということで、2,000万円、今回補正したということではなかったですか。

○北村幸彦商工労働課長 7月までで、約1,000万円を消化しておりますので、今後も考えた中では、

3月まで考えますと、単純計算で2,000万円程度必要ではないかということで、計上させていただきました。

○村椿敏章委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかにございますが、

○古田純也委員 要望されている、対象にならなかったもので、こういうものがあるよという情報があったら教えていただきたいのですが。

○北村幸彦商工労働課長 先日行いました、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会のほうでもちょっとお話があったのですけれども、昨年まで、例えば光触媒のコーティングはどうでしょうかというような問合せがあった中で、昨年につきましては、なかなか当時効果の検証ができていなかったということで、対象外とした経緯がございますが、今年度、先ほどの特別委員会の中でですね、そういう要望なり、問合せがあった場合はですね、柔軟に対応したいということで、今年度としましては、その後ですね、多少問合せがございまして、現在のところ1件ですね、そういう、抗菌、抗ウイルスコーティングの申請というのがございました。

○古田純也委員 では、一応確認のために、問合せしてみるということで、対応していただくということもあり得るということですね。

○北村幸彦商工労働課長 ちょっと不明な点がございましたら、問合せをいただければですね、その辺は、状況等を聞き取りしながらですね、対象になるもの、ならないものがあるかもしれませんが、その辺は柔軟に対応していきたいと思っております。

○古田純也委員 はい、わかりました。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続きまして、議案第1号中、新型コロナウイルス営業継続支援事業、地域公共交通運行継続支援金給付事業について説明を求めます。

○北村幸彦商工労働課長 議案資料13ページを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算、商工振興費、地域公共交通運行継続支援金給付事業について御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大、長期化による影響を受けている公共交通事業者の運行継続、感染症対策などを支援するため、必要な経費を追加補正するものでございます。

2、補正額、(1)歳出予算は1,408万円で、財源は全て基金繰入金でございます。

(2)歳入予算は、記載のとおりでございます。

次に、3、事業の概要ですが、(1)市内のバス事業者に対し、バス1台当たり20万円の支援金を給付するもので、具体的には網走バスが所有するバス車両は66台であり、支援金の合計は1,320万円となります。

次に、(2)本市と大空町を運行するバス事業者に対し、一路線当たり20万円の支援金を給付するもので、具体的には網走観光交通が運行する網走―東藻琴線の一路線が対象となります。

次に、(3)市内タクシー事業者に対して、タクシー1台当たり、1万円の支援金を給付するもので、具体的には、網走ハイヤーが24台で24万円、網走北交ハイヤーが、44台で44万円の支援金となります。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○栗田政男委員 ここに出てくる事業者等、大変御苦労されていますし、今日も地方紙では、観光バス系だとか、そういうあれがあったのですが、その中にも出ていたのですが、運送事業という範疇の中で考えると、我々もよく利用していた代行業者さん、これは、多分飲酒運転撲滅という観点からも非常にまちにとって大切な事業者さんなのですね。

そういうところに支援をしようという考えには至らなかったのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 今回のくくりといたしましては、公共交通事業者という枠組みの中での支援ということで、計上させていただいたところでございます。

○栗田政男委員 まさに役所らしい答弁なのだけれども、だから、広い範疇で考えるとね、必要なものは必要として、やっぱり支援すべきはしっかり支援しなければいけないというふうに私は思うのですが、公共事業、どういうくくりで考えたのかわからないけれども、そこに原課のほうで検討したことはないという理解でいいのかい。

○北村幸彦商工労働課長 今、公共交通事業者のくくりと申し上げましたが、ほかの事業者につきましては、営業継続応援金、それは昨年、前々年の対象月とですね、比較した中での収入減がある方についての支援というところで、そちらのほうで支援して

いるという形で認識しております。

○栗田政男委員 そこで支援が間違いなく当たっているのであれば、フォローはされているという認識でいいのですね。

○北村幸彦商工労働課長 金額の多寡はあると思いますが、一応、皆様、中小企業、事業者の皆様には、そういう形の支援ということでやっているところでございます。

○栗田政男委員 なくてはならない事業で、そんなに古い形態の事業ではないのですけれども、それでも、四、五十年、40年くらいにはなるのかな、事業者として認められながら、運輸局ではないのですが、警察のしっかりした許可をとりながら、運営されているということですから、公的なものも、当然担保されているというふうに考えております。

一度、きっちりと調査されて、そこに支援の手が差し伸べられているかということも、考えていただければ幸いです。

その件については以上でございます。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○平賀貴幸委員 確認させていただきますが、積算の根拠になったものはどんなものになるのかということと、対象の期間というのはどのぐらいの期間が、この支援の対象期間になっているというふうに理解していいのか伺いたいと思います。

○北村幸彦商工労働課長 すいません、対象期間というのは、事業所ということでしょうか。

○平賀貴幸委員 支援金を給付するわけですから、いつからいつまでの間の支援金という、対象の期間が積算根拠とともにあるのだと思いますので、その確認をしたいということです。

○北村幸彦商工労働課長 失礼いたしました。

こちらの公共交通事業者への支援につきましては、昨年度もやっておりまして、枠組みは同じような考えでございます。

基本的には、年度ということで考えておりまして、金額の根拠につきましては、昨年と同様な考えで金額は同じなのですが、バス1台当たり、こちら、自賠責保険料や重量税を除きますと、昨年で約270万円、1台当たりですね。今年度は241万円、ちょっと年によって整備の内容とかで増減はするかと思います。

タクシーにつきましては、昨年で約16万円程度という聞き取り、今年度につきましては19万円程度という聞き取りをしております。

その中で、おおよそなのですけれども、1台にかかる経費の1割程度を見込んだ中で、バスについては20万円、タクシーについては1万円ということで積算したものでございます。

○平賀貴幸委員 年度ということなので、年に1回の支援という形なのかなと思いますけれども、なかなか厳しい状況もあるのだと思いますし、緊急事態宣言も報道等によるとさらに期間が伸びるということで、同じく、先ほど栗田委員がおっしゃったとおり、今日の地方紙にも記事がありましたが、相当な影響もさらに深刻化するのだろうなと思いますけれども、さらに追加の支援をするという考え方も、ある程度は持たなければいけないのかなと思いますけれども、原課ではどんな検討状況になっているのかを伺いたいと思います。

○北村幸彦商工労働課長 公共交通、こちらはやはりですね、市内の生活路線、子供たちのスクールバス運行などを行っている関係で、やはりコロナウイルスの感染症拡大の影響により、運行継続が困難になればですね、やはり市民生活や経済活動に甚大な影響が生じるものと考えております。

全国的に見ましても、公共交通に対する支援というのは、網走市は比較的大きな支援規模だというふうに認識しております。

今後も、報道等に出ていますけれども、緊急事態宣言の延長ということもございますので、ちょっと今後の状況なりを見ながら、また交通事業者からの意見交換、情報交換などをしながらですね、様々な検討はしていきたいと考えております。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第1号中、みなと観光交流センター管理運営事業、みなと観光交流センター魅力向上検討事業について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案資料14ページを御覧ください。

令和3年度一般会計港湾管理費補正予算、みなと観光交流センター魅力向上検討事業の補正について御説明をいたします。

補正の理由及び内容であります。みなと観光交流センターの魅力向上を検討するため実施している、農産物直売所のトライアル事業について、財政負担の軽減を図るため、北海道の地域づくり総合交付金の申請を行っておりましたが、交付されることを受けまして、補正を行うものであります。

補正額であります。歳出予算では、事業費総額350万円に変更はございません。

道補助金が170万円追加となり、これに伴い、一般財源が170万円減額となります。

歳入予算では、道支出金が170万円追加となります。

以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○永本浩子委員 農産物の直売所が道の駅のところにもできたということで、結構喜んでいらっしゃる市民の皆さんも多いかと思いますが、今回やってみて、どれくらいの市民の方が、観光客も含めてですけれども訪れて、どれくらいの収益が上がったとか、そういった状況が少しわかれば教えていただきたいと思います。

○梅津義則港湾課長 7月からオープンいたしまして、2か月経過したところなのですけれども、これまでに農産直売所のほうに入っていたいただいた方は、延べで3,000人の方に利用していただいております。

速報値になりますけれども、来店者のおおむね40%が市内在住の方、50%が道内の方、10%が道外の方という結果が出ているところでございます。

○永本浩子委員 今、約3,000人ということで、その売上げというか、そちらのほうは幾らぐらいというのはわかりますか。

○梅津義則港湾課長 2か月で約100万円の売上げとなっております。

○永本浩子委員 市内の方よりも、市外の方のほうに少し多かったということで、コロナの中でも結構来ていただいているのだなというのはわかりました。

この延べ3,000人、そしてまた、約100万円というこの数字は、当初、ある程度の見込みというか、目標というか、数値があったのではないかと思いますけれども、当初見込みと比べて、どれくらいの数字だと把握していらっしゃるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 当初より、数字として目標というのは掲げてはいなかったのですけれども、できるだけ多くの方に参加いただきたいということで、予算特別委員会の際にもお話はさせていただいておりました。

人数的にはですね、やはり道の駅の来館者でいいますと、7月が、約ですけれども、4万7,500人、

8月でいうと5万4,500人入っておりますので、本当に、時間帯も限られております。

これは、夜間のトイレの時間とかも含めた、道の駅の来館者の数字ですので、時間帯も全然、24時間ですから違って、野菜直売所は9時から1時まで、4時間だけということなので、単純な比較はできないのですけれども、やはり道の駅の来館者がそのまま、直売所のほうに流れているというような動きはなくてですね、別棟になっているといったようなところもあるので、やはり、もうちょっと流れるような工夫が必要なのかなというふうには考えているところです。

○永本浩子委員 やっぱりやってみて、いろいろと今、そういった道の駅に来てくれた人が流れる工夫が必要だというような課題が見えてきたということでしたけれども、実際に品物を出して下さっている農家の皆さんとか、運営している方たちの中で、初めてやってみた事業なわけですけれども、見えてきた課題というのは、その他にも何かありますか。

○梅津義則港湾課長 今回やって、まだ全部終わったわけではないので、途中段階なのですけれども、やはり7月の早い段階では農産物も限られているというか、オープンしたての頃ですね、まだ農産物がそろわなかったりしても、オープンして早々ともう全部売り切れてしまうような状態があったりですとかそういった状態もありました。

逆に今度は、秋になると、結構ものはこれから多くなってくると思うのですけれども、その辺が、うまく来館者、入店いただいた方で、うまくさばいていけるかどうかというのが、今後、課題として見えてくるのかなというふうには考えているところでございます。

○永本浩子委員 今までと、今度秋になると、少し状況も変わってくるかと思いますが、結構、この新鮮な野菜というのは、人気があるのではないかなと、ちゃんぽんとかやっていても、野菜を買いいたいという人が、最初は列をつくるという感じでしたので、今年のこの結果を見て、来年度も継続するかどうかというのが決まるのでしょうか。

それとも、ずっとこれはやっていくということになるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 来年やっていくかどうかの判断は、まだ現段階ではしておりません。

今後の経過を見ながらということで考えております。

○永本浩子委員 了解いたしました。

皆さんに喜んでいただけるように、またコロナの状況がどうなるかですけれども、コロナの状況が、もう少し落ち着いてくると、多分来てくださる方も増えるのではないかと思いますので、そういったところの対応もぜひお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、議案第1号中、公園緑地管理事業・公園遊具安全対策事業について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課長 議案資料15ページを御覧ください。

令和3年度一般会計都市施設管理費補正予算、公園遊具安全対策事業について御説明させていただきます。

1、補正の理由及び内容ですが、当市が管理する公園において、遊具利用時の事故を受けて、緊急点検した結果、安全対策が必要な遊具の改修費を補正するものであります。

2、補正額ですが、歳出予算については、新規の事業になりますことから、補正額2,267万4,000円を補正するもので、財源内訳は全て一般財源であります。

遊具の安全対策について、口頭の説明ではわかりにくいため、本日お配りしました、追加資料1号、公園等遊具安全対策事例にて御説明させていただきます。

1ページには、絡まり、引っかかり対策について、遊具に出っ張りや突起がある場合には、衣服の一部などが絡まったり、引っかかったりすることによって、けがをすることがあることから、写真のようにねじの頭を取り除き、溶接するなどの安全対策を行います。

2ページには、頭部や胴体の挟み込み対策について、全身または身体の一部を入れたとき、引き抜けなくなるような開口部または隙間は、大きなけがにつながるおそれがあることから、写真のように、隙間に棒を設けることで、隙間をなくす安全対策を行います。

3ページには、基礎が露出している複合遊具について、遊具の周りの整備により、基礎露出の解消、砂場の集約、併せて挟み込みの可能性があったネット部分は、基礎部分の劣化が著しいため撤去し、安全対策を行った上で開放しております。

こちらにつきましては、緊急対策で実施しました。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 前にも、この部分は説明されたかと思いますが、再度確認したいのですが、今回の2,267万4,000円は、公園でいくと何か所で、そのうちの施設の何施設を改修する予定なのかを伺います。

○澁谷一志都市管理課長 挟み込みの安全対策につきましては、56公園、77遊具、金額にしましては1,050万円。

ほかに、老朽化がちょっと著しい遊具につきましては、撤去を予定しております。

こちらのほうが、6公園、9遊具、220万円、その他ボルトの突起などの改修が必要な公園につきましては、48公園、75遊具になっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

あと、これで全てではないと思うのですが、今回の対策ができない公園については、今後どのような対策、予算措置などをする予定なのかを伺います。

○澁谷一志都市管理課長 今回の改修で、大きなけがにつながる危険箇所については、今回の安全対策で解消されると考えております。

ほかにつきましては、毎月の日常点検の中で、随時対応していきたいと考えております。

○村椿敏章委員 また来年度、予算をつけて行うとか、そういうことは考えてはいないということですか。

○澁谷一志都市管理課長 今のところは考えておりません。

あと、毎年、毎月の日常点検の中で、補修のある箇所については対応していきたいと思っております。

○村椿敏章委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○平賀貴幸委員 工事箇所が相当あるのですが、でも、工事期間は年内に終わるのか、それとも冬期工事も含めて、年内に終わらせるのか、どういう考え方なのか、伺いたいと思います。

○澁谷一志都市管理課長 今後、補正後の話になるかとは思いますが、遊具の数、補修箇所が多いのは事実で、これにつきましては、なるべく改修して、

早く子供さんたちに開放したいと思いますので、できるだけ早くできるような工事を進めたいと考えております。

○平賀貴幸委員 早さと安全性と両立しながら進めていただきたいと思います。もう1点確認したかったのは、今回、前回の所管事務調査のときにも、いろいろ説明いただきましたが、文書の見落としが一つの原因だということでもあります。

文書の見落としの再発防止についても、いろいろやり取りしましたけれども、果たして文書の見落としでこれだけで済んでいるのかなということが、よくわからないのですけれども、その辺についてはどんな点検を行ったのか、行っていないのか、どんな理解でいたらいいのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 文書の管理ですが、今回、このようなことになったことは、大変申し訳なく思っております。

今後はですね、文書、メール等で来ておりますが、改正とか、大きなものについては、紙を出して回覧をし、また、関係部署でちょっと集まりまして、再度確認して、今後、このようなことがないようなことをしていきたいと思っております。

○平賀貴幸委員 今後のことはわかりましたけれども、これまで、これ以外の文書に見落としがないかどうかの点検というのは、行われていないというふうに理解していいですか。

○澁谷一志都市管理課長 その辺については、点検しておりません。

○平賀貴幸委員 点検が必要ではないかと思うのですけれども、この文書以外に見落とししていないという担保はどこにもないのだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 すいません、今回の事故を受けまして、過去に全て文書があったのを点検した上で、今回、安全対策を行っております。

○平賀貴幸委員 はい、点検をされたということでもあります。

今回は、公園遊具に関する所管課の文書の見落としが原因だったと思いますが、やり取りを聞いている限りは、どこの部署で起きてもおかしくないのかなというふうに感じております、こういった文書の見落とし。

改めて点検を行うこととか、各部署でですね、こういった通知や文書の見落としがないような形をとらなければいけないというふうに思いますけれど

も、副市長どうお考えですか。

○後藤利博副市長 ただいま平賀委員からありましたとおり、公園遊具の関係に関わらず、法の改正、また安全性を担保するような改正のものについては、職員みんなで情報共有をし、新しい改正に基づいた形で、特に安全性を保つものについてはしっかり対応していくという考えでございます。

○平賀貴幸委員 いろいろと法の解釈が変更になったり、新たなものが発表されて、状況が変わったりして、変化も相当多いので、現場の職員の皆さんの負担も相当かかるのだと思いますが、安全性とか、もろもろに通じることを考えると、今副市長の答弁のとおりだと思いますので、引き続き、過去のを点検含めてですね、必要な対策は実施していただきたいというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第1号中、道路等災害復旧事業、補助道路災害復旧事業、単独道路災害復旧事業について、一括して説明を求めます。

○村上雅彦都市整備課長 はい、よろしくお願いいたしますします。

議案資料の16ページを御覧ください。

令和3年度一般会計道路等災害復旧費補正予算、補助道路災害復旧事業（8月大雨）について御説明をさせていただきます。

1の補正の理由及び内容であります、8月10日に発生いたしました、大雨により被災した道路施設を復旧するため、事業費1,960万円を補正するものであります。

内訳といたしましては、事務費及び公用車燃料費、需用費となりますけれども10万円、測量設計費、こちら委託料となりますして300万円、工事費、こちら工事請負費となりますが、1,650万円、合計1,960万円となります。

2の補正額であります、歳出予算の補正前はありません。

補正額1,960万円、財源内訳の国庫負担金1,560万円、市債390万円、一般財源10万円となります。

歳入予算は記載のとおりであります。

また、工事箇所につきましては17ページを御参照願います。

続きまして、議案資料の18ページを御覧ください。

令和3年度一般会計道路等災害復旧費補正予算、単独道路災害復旧事業（8月大雨）について御説明をさせていただきます。

1の補正の理由及び内容であります、8月10日に発生いたしました大雨により、被災した道路施設を復旧するため、事業費650万円を補正するものであります。

内訳といたしましては、測量設計費、委託料ですけれども200万円、工事費、工事請負費であります、350万円、路面整正等に係る原材料費、こちら原材料費として100万円、合計650万円となります。

2の補正額であります、歳出予算の補正前はありません。

補正額650万円、財源内訳の市債550万円、一般財源100万円となります。

補正後の額が650万です。

歳入予算は記載のとおりとなっております。

また、工事箇所につきましては19ページを御参照願います。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部、建設港湾部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○小田部照委員長 続きまして、議案第5号財産の取得について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課長 議案資料35ページ、資料4号を御覧ください。

財産の取得、除雪グレーダについて御説明いたします。

1、取得理由ですが、現車両につきましては、購入から22年が経過し、老朽化による金属疲労及び劣化に起因する故障が著しいことから、更新しようとするもので、取得財産の概要につきましては資料に記載のとおりであります。

去る令和3年7月1日に、指名競争入札を行い、落札者と仮契約を交わしておりまして、取得金額、相手方は資料に記載のとおりでありますことから、

網走市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決をいただいた上で、本契約を行おうとするものです。

なお、納入期限につきましては令和4年3月18日としております。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○栗田政男委員 ちょっとわからないことが多過ぎて、教えていただきたいのですが、昨年か一昨年から、同じような入替えをしていると思うのですが、僕の記憶が正しければ、この手の機械を造っている会社というのは何社もないように記憶しております。

そういう中で、取得方法の指名競争入札というのは、どうして選択されたのかをまず教えていただきたい。

○澁谷一志都市管理課長 今、グレーダを製造していますのは、日本で2社ほどになっておりまして、今回、緊急自然災害対策防止の事業で購入するもので、災害級の積雪でも除雪が可能な、前輪6輪駆動というのが望ましく、仕様にもですね、6輪駆動、あと1人乗りの条件を満たすグレーダの取扱いが可能である業者を選定しておりまして、指名競争入札という形を取らせていただいております。

○栗田政男委員 つまり、指名競争入札と言っているけれども、1社しか指名してないということで理解していいの。

○澁谷一志都市管理課長 2社でございます。

○栗田政男委員 2社で、同じような仕様のものを比べたということなので、それではお聞きしたいのですが、差額というのはどのぐらい発生したのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 予定価格に対しまして、落札率っていうのが、92%になっております。

○栗田政男委員 2社、それぞれ入札を入れるわけですから、その金額が予定価格というか、こちらの希望額というのか、齟齬があると思うのですが、各社というか、安いほうを入れるんでしょ、入札は。

そういうことじゃないの。

○澁谷一志都市管理課長 安いほうで決めております。

○栗田政男委員 いや、だから、入札といっても、そんな極秘に隠すような話でもなくて、92%ですよ、もう1社は何%だったの。

それぐらいは言えるのではないの。

○澁谷一志都市管理課長 今ですね、手元にちょっと資料がございませんので、後ほど答弁したいと思います。

○栗田政男委員 わかりました。

後から教えてください。

ちょっと疑問に思うのは、多分、仕様というものがあって、これは市の財産なのですね。

現場の人たちがしっかりと活用するために、どれだけの装備、各社まるっきり同じではないのですよ。

スピードも違えば、いろんな仕様が違ってくるはずなのですね。

今回、これを見ますと、前回入れたものと同じメーカーのものでから、非常に似通った操作性があって、操作性が一緒のほうが、安全性が担保されるわけですね。それは誰が考えても。

違うメーカーだって、やっぱり、それなりに熟練するのに、技術が必要だということも出てくると思うのですが、そういうことも踏まえたときにね、必ずしも私は入札がどうのこうので安いものを入れろというような感覚ではなくて、必要なものを必要として、適正な価格で購入するというような、市の考え方も必要ではないかと思うのですが、そういう考え方にはならないのかな、市は。

○澁谷一志都市管理課長 今回、指名競争入札の中では仕様書がありまして、前輪6輪駆動、あと1人乗りという条件をつけております。2社ともです。

この条件は満たしておりまして、安全性も保たれているという状況になっております。

○栗田政男委員 この議論はね、いろんな広く及ぶ部分で、入札制度の在り方、今後の購入の方法の在り方も、やっぱり時代とともに変わってくるのだらうなというふうに思います。今までは、こういうやり方で当たり前のごとくやっていたことが。

もう1点指摘しておくと、役所が買う、購入するこういう機械の買い方というのは、我々民間からすると非常に高く買っています。

それもいろんな事情があって、そういうことになっているというふうに聞いていますが、やはり、それはやっぱり民間格差というか、そういう部分ではなるべく安く買えるに越したことはないの、それだけ市民の負担も少なくなりますので、そういうこともしっかりと検討された中で、旧体制的なものの考え方で進まれているこの在り方というのは、僕は

今後検討すべきではないかなと、そこは指摘しておきます。

もう1点、旧車両が必要なくなるだろうと思います。

通常の民間であれば、下取りに出したりして、まだ僕が見た範囲では、かなり価値のある車両ではないかなと、現段階で価値のあるものだというふうに認識をしていますので、現車両の行方というのはどういうふうになるのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 現在グレーダは3台ございます。

そのうち、今回1台更新するのですが、納入後はですね、売り払いを考えております。

○栗田政男委員 役所ですから、下取りによって金額を安くするという、民間的なやり方はなかなかやりにくいのかなと思うので、それはそれで理解をしました。

売り払いをするということですから、当然、公明正大に公売なり入札をしたり、そういう形をとられるということによろしいですか。

○澁谷一志都市管理課長 納入後はですね、できるだけ市内のですね、除雪業者に利用していただくような条件もつけて、一般競争入札による売却を予定しております。

○栗田政男委員 条件つきの入札をしてということなのでしょう。

これ、条件をつける理由って、要するにね、役所内でまた活用される場所、例えば学校で使ったりということであれば、理解はできるのですが、民間に移るとなると、財産の移譲になりますよね。

私が価値ある物件ではないかなと言ったのは、この物件は、網走市のものなのです。市民のものなのです。

だから、それをきちんとした価格で、きちんと売買をするという手法は、やはり、みんなが見える形にしなければいけないので、かといって、一般家庭で使うかといったら使わないのですが、要は価値があるものを不当に安く売却をしたりということのないように、気をつけなくてはいけないというふうに考えるのですが、その辺についての原課の考え方をもう一度聞かせてください。

○澁谷一志都市管理課長 今、委員おっしゃるとおり、市の財産ということで価値もございます。

売却に当たりましては、市内の業者にですね、この既存のグレーダの価格というものも、調査しながら

売却を進めたいと考えております。

○栗田政男委員 その辺をしっかりと透明性を持って、処理をしていただきたいなというふうに思います。

私が何でこんなことを言うかといいますと、過去には非常にずさんな売却方法をとられていた事例がたくさんあります。

もう既に民法上の時効も成立していますから、それについて法的にどうのこうのと言いませんが、やはり市民の財産、役所というものは、透明性を持って、どういう形にしっかりとしたんだと、これはいろんな車両系も全部含めての話なのですが、やはりこれから管理の中ではしっかりと、みんなにきちんと見える形で処理されるのが、市のあるべき姿ではないかなと思います。

どこに行った、ここに行ったって、その後、例えば、昨年下水処理のダンプトラックは、ごみ捨て場のほうで活用されているようです。

それはそれですごくいいことだと思います。

ただ、それが民間にわたるという手法をとったときには、きっちりとした透明性、公平性、いろんなものを、担保をしっかりと持った形で進めていただきたい。

過去の話はあえてしませんが、皆さんはよく胸のうちに知っているというふうに思いますので、その辺も注意されながら進められたらどうかという意見です。

以上です。

○澁谷一志都市管理課長 先ほどの委員の質問にありました、予定価格と落札の差額でございますが、385万円になっております。

すいません、あと、1社がですね、差額ですが、350万円の差額になっております。

○小田部照委員長 栗田委員よろしいでしょうか。

○栗田政男委員 はい。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

○山田庫司郎委員 1点だけです。

毎回言わせていただいているのですが、非常に事務的に難しいところがあるのだと思うのですが、納入期限がやはり3月ということで、できれば一番忙しい時期、11月、12月に使えるように納入していただくのが理想なのですが、例えば、今回もこれは7月に入札しているのですね。

3月議会を通して、5月あたりに入札というのはできないものなのかを、そうなれば、6月議会に上

程してということも、この中での契約も進むこともあり得るのだらうと思うのですが、その辺はどうなのですかね、実際事務手続上、予算のこともあると思いますが、ちょっと報告いただきたいと思います。

○澁谷一志都市管理課長 グレーダの購入、当初はですね、国の補助金、社会資本整備総合交付金を活用して整備する予定でしたが、国の補助金の配分が減額になったということで、地方単独事業の緊急自然災害防止対策事業を振り替え、その後、内示をいただきましたので、このような時期が遅くなったのが原因でございます。

○山田庫司郎委員 後で、そういう補助事業に変わって、その決定を待たなければならない場合があるというのは、私も理解します。

最初の事業で、もしいければということと、道と国の返事がいつ来るかにもよるのですが、確定するのがね。

だから、そういう意味で、非常に役所仕事で遅くなってしまうというのは、僕も理解しますが、なるべくなら、臨時議会をこのために開いて契約することになるかならないか別にしてですね、できれば納入の納期を、やっぱり早めるように、請け負った業者にもこれもちろんお願いしますけれども、何かの形で、1か月でも2か月でも早めるようなことを、今後の課題としてぜひ御検討いただきたいと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第5号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○小田部照委員長 続きまして、議案第6号市道の路線認定及び廃止について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課長 議案資料37ページ、資料5号を御覧ください。

市道の路線認定及び廃止について御説明いたします。

認定廃止する路線は、路線番号63、南5条通線、新たに認定する路線は、706、南5条通西線で、そ

れぞれ路線延長、敷地、幅員等は記載のとおりでございます。

認定及び廃止の理由について、位置図で御説明させていただきます。

次のページ、38ページを御覧ください。

位置図の中央部、緑で囲まれている箇所が新庁舎建設地に当たり、赤い破線、南5条通線の一部を新庁舎建設用地として利用するため、当路線を廃止し、新庁舎建設地右側を南5条通線として、再認定し、左側を南5条西線として、新たに認定するものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第6号市道の路線認定及び廃止については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○小田部照委員長 続きまして、報告第1号令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分報告について説明を求めます。

○北村幸彦商工労働課長 議案資料39ページ、資料6号を御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算商工振興費、緊急社交飲食店自主休業支援金給付事業の専決処分について御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染防止対策を講じるために、休業を余儀なくされた飲食店への緊急対策として支援金を給付するため、次の経費を追加補正することとし、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

2、補正額、(1)歳出予算は1,010万円で、財源は全て基金繰入金でございます。

(2)歳入予算は記載のとおりでございます。

次に3、専決処分年月日であります、令和3年7月30日付けで専決しております。

本事業の概要ですが、酒類を提供する飲食店で、7月19日から8月13日の期間中、感染防止対策を講じるために、3日以上連続で休業を余儀なくされた

店舗に対し、1店舗当たり10万円の支援金を給付するものでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 こういうことを聞いていいのかどうかかわからないですけれども、専決処分で予算つけましたよね。

実際、事業が始まっていると思うのですが、実績などというのはわかるのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 7月30日で専決処分をした後ですね、7月3日から申請を受け付けまして、9月7日現在で124店舗、1,240万円の今のところの支出の実績でございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○平賀貴幸委員 9月7日現在で、124店舗、1,140万円の実績だということですが、これはまだ申請をしてないところもあるので、増えていく可能性も残っているというふうに思っているのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 ちょっと確認は取れないのですが、7月19日から8月13日までの間という、限定した期間の中での対象となりますので、今現在で、来られている方、まだ来ていない方もいらっしゃるかとと思われます。

こちらにつきましては、今後も申請が来た中でですね、申請内容を確認した上で、対象となれば支出はしていきたいと思っております。

○平賀貴幸委員 この事業ですね、よかったという声もあれば、疑問を持たれる声も市民の方からあって、賛否両論ある事業だというふうに理解はしています。そうは言っても、必要な事業だったのだというふうに思いたいところもあるので、そのために、これに当てはまらない業者に対する支援が必要だということを、たしか新型コロナウイルス感染症対策特別委員会のときにも申し上げたときに、それは検討するのだという答弁があったのだというふうに記憶しています。

今回の委員会、議会ではですね、公共交通に関するものは確かにありましたけれども、それ以外はないのですが、9月の議会に何らかの形で出てこないのがちょっと不思議なのですが、どんなふうに考えて、どんなスキームで進められているのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 委員がおっしゃるのは、ほかの支援、様々な支援という形の質問だと思っております。

飲食店につきましては、5月の臨時会におきまして、営業継続応援金ということで予算を計上させていただきました。

飲食店以外につきましては、営業継続応援ということで、前年、前々年の対比で20%未満の事業者に対しての支援金ということでやっております。

今回、専決処分させていただきました支援につきましては、たまたま、網走市内で2例目の飲食店のクラスターが発生したという時のタイミングで、社交飲食業組合、商工会議所などから情報、状況の収集など、意見などをいただいた中で、ちょっと対策という形で緊急的に対策を講じてきたわけでございます。

ほかの支援につきましても、ちょっと何と申しますか、今回緊急事態宣言が延長ということもございまして、ちょっと改めてですね、いろいろ種々情報収集を行いながら、支援についてもちょっと検討してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸委員 飲食店についても、緊急事態が延長になるということで、国や道の基準から外れるところに対してどうするのだということも当然考えなければいけないことだと思いますし、飲食店等の国や道の支援が及ばないような業種でも、相当な影響が出ているにも関わらず、まだ動いていないというところが、この事業に対するいろんな声に、逆につながってしまっているのだらうかと私は思っています。

この事業が、だから悪いとか、悪くないとかというもののよりも、それ以外の形の支援の対策を急いでいただいて、本当はこの9月の議会に上げてきていただければ、まだよかったのですが、臨時議会中にまたさらに追加議案ということはないにしても、できるだけ早く支援策を取りまとめて、網走市としても、さらなる対策を打っていただきたいのですが、そういう決意で臨まれるという理解でよかったですか。

○伊倉直樹観光商工部長 ただいま、課長のほうからもお話がありましたけれども、9月議会というお話もございましたのですが、その前に緊急事態宣言がありまして、こちらのほうも、そういった対象地域にはなっているということで、当初は12日までということが、報道によりますと延長になると

ということで、そういった状況も見極めながら、調査といえますか、今おっしゃったような業種についても検討しているところでございますので、引き続き、今後の緊急事態宣言の延長を踏まえまして、調査をしながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員 検討はしていきたいということですけれども、時期についてはなかなか部長で答弁することはできないのだと思いますが、副市長、臨時議会、閉会後でもできるだけ急いで、そういったものを取りまとめるという考え方で、事務を進めるという考え方でよかったですか。

○後藤利博副市長 臨時議会がいいのか、本議会中がいいのか、そこら辺は今事務段階、検討を進めていくということでございます。

いずれにしても、早い段階で検討したものをお示ししていきたいというふうに思っております。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

報告第1号令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告については、全会一致により報告承認すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定いたしました。

それではここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

ここで、北村商工労働課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○北村幸彦商工労働課長 先ほど、緊急社交飲食店自主休業支援金給付事業の専決処分に係る平賀委員からの質問の答弁で、7月3日から申請の受け付けを開始したと申し上げましたが、8月3日からの誤りでございました。

訂正してお詫び申し上げます。

○小田部照委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第4号斜里町の下水道汚泥堆肥化に関する事務受託についての説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料34ページ、資料3

号、斜里町の下水道汚泥堆肥化に関する事務受託について御説明いたします。

あわせて、議案第4号及び別紙を併せて御覧願います。

受託の経緯ですが、令和2年度末に斜里町より同町の下水道汚泥の堆肥化について要望があり、堆肥化施設の利用状況、斜里町の汚泥成分等を調査して検討、以後試験的に受入れを行い、検証の結果、受入れ可能と判断したため、同町の汚泥堆肥化及び施設の維持管理に関する事務について規約を定め、斜里町から受託しようとするものでございます。

受託の概要についてですが、当市、斜里町は、それぞれの議会の議決を経て行う協議により規約を定め、規約に基づき、汚泥堆肥化に関する事務の管理及び執行を、令和3年10月1日より受託しようとするものです。

なお、この事務に係る経費の負担割合は、汚泥量を基に算出した割合となっております。

規約の内容については表のとおりとなっております。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 まず、私がちょっと気になったのは、斜里町の受け入れる量ですか、7.4㎡ですかね、かなり網走の量と比べても、ちょうど半分くらいの量が入ってくるということなのですが、能力がね、網走のコンポストヤードの能力的には、特に問題ないというふうに考えていいのでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 平成10年頃をピークに、人口が一番ピークになっているときに、汚泥がですね、最大3,700トン弱を処理してしまして、その頃に比べると、今は2,200トンぐらいまで減っているのですよね。

それで、斜里町の汚泥を受け入れたとしても、そこまで達しないという状況で、処理できると考えております。

○村椿敏章委員 わかりました。

これ、今1日の量で書いていますけれども、1日の量でね。

これ、年間の量で考えたらどんな量になりますか。

○中村昭彦下水道課長 事業計画上は、日／何立米という形で表現されているのですが、実際のところ、下水処理場から出る汚泥量というのはトンで出

てくるものですから、トンで今お話しさせていただいたのですが、実際のところは、令和元年度、ちょっとコロナが始まりかけのときだったのですが、1,000トン弱の量が発生しているということでお聞きしております。

○村椿敏章委員 そうしたら、平成10年の頃は3,000トンを超えていたのが、令和3年度は1,000トン程度になったと。

○中村昭彦下水道課長 すいません、説明足らずで申し訳ないです。

網走市の令和元年度規模でいくと、2,200トン出ていまして、斜里町が1,000トン切るぐらいの量となっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

ということは、2,200トンと1,000トン合わせて3,200トン、平成10年のピークの頃と比べても、それ以下なので受け入れ可能だろうと。

実際、この3,300トンですかね、これ以上、まだ受け入れられる余裕はあるのですか。

○中村昭彦下水道課長 実際のところですね、今市民に向けての堆肥、オホーツクの大地というやつも、別につくっているのですよね。

そのスペースも考えると、なかなかぎりぎりのところかなとはちょっと考えております。

○村椿敏章委員 あと、汚泥はね、市民向けの堆肥もある、あと多くは、畑への還元になると思うのですが、その畑側の受入れ側のほうの了解というのは、得られているのでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 今回の堆肥化については、網走市分と、斜里分と別々に堆肥化を行います。それで、網走の汚泥の分は網走市の農家さんへ、斜里町の汚泥の分は斜里町さんへ持って行っていただくということで、斜里町さんのほうで農家さんにはお話してもらっている状況となっています。

○村椿敏章委員 わかりました。

私からは以上です。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○栗田政男委員 当市の稲富の処分場というか、ヤードだと思うのですが、非常にあそこのヤードというのは、何もないヤードで、堆肥化されているのは画期的なものなのですよ。

設備、コストパフォーマンスからすると、非常に暖房をかけているわけでもないし、設備的には簡易な倉庫の中で、堆肥化されているということで、すごく優れたものだというふうに認識をしております。

す。

まさに、これからの時代にマッチした事業ではないかなと思っています。

各自治体ごとに、それぞれ、簡単なものなので、多分斜里町でも造れないことはないと思うのですね。

ただ広域的なお互いの、これからの市の少子化の中で、ごみ問題と同じといいますか、似通ったところがあるので、一緒に考えますけれども、広域的なこういう処理の方法というのは、お互いに協力しながらやっていく、本当に有意義な事業ではないかなと思っています。

そこで、一つだけ心配なのは、斜里のほうでも当然麦わらは、発酵に使う麦わらも確保してくれるのかなと思うのですが、現在のところは豊郷地区のほうで今保管しているもので、当市のほうは多分やっていたらと思うのですが、その辺についての計画というのは、あれば教えていただきたいと思います。

○中村昭彦下水道課長 とりあえず、今年に関しては、共同化というのがまだはっきり当初決まっていなくてですね、そのときにもう既に麦稈をですね、用意しておかなければならなかったということで、これが決まってから麦稈を用意するということは、まず無理だったので、当初から多めには網走市のほうで用意してですね、豊郷小学校の跡地ですか、そこに一応麦稈は保管させていただいて、用意しております。

○栗田政男委員 その辺も、当然同じような農家さんの経営体系なので、来年度以降は向こうの分はちゃんと確保してもらえそうですし、そうあってほしいなというふうに思いますが、何よりも、やっぱりこういう広域な連携をとりながらの行政というのは、ぜひ、これからも推進してほしいと思うのですね。

自治体ごとにそれぞれ施設を持つのは、本当にこれから無駄が多くなると思います。

そういう中では、できることはそれぞれ、当市においてもごみの処理を一部、近隣自治体にもお願いするような動きも出ていますので、そういう連携をしっかりとりながら、みんなでこの地域全体をつくっていくという大切な事業になると思いますので、どんどん推進していただければと、場合によっては施設が足りなければどんどん拡充できると思うのだよな、あそこ。

それが必要とあれば、必要なのかもしれないし、同じ場所できちんとできるような体制、望むならば、できればせつかくあんなにいい堆肥ができてるので、それを販売という部分で幾らか、結びつけていければ、将来に向かってはいいのかなというふうに考えます。

ただ、あげるだけでは、片手落ちなのかなという感じがしますので、ぜひとも有効な資源ですから、それは販売という一つのチャンネルも必要なのかなというふうに私は考えています。

以上です。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第4号斜里町の下水道汚泥堆肥化に関する事務委託については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

午前1時13分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

次に、陳情、要請の審査を行います。

それでは、陳情第25号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について、審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○古田純也委員 今まで同様ですね、うちの会派としては、外交または、安全保障に対して、国がやってきたことに対して一意見を述べるのは適当ではないということを、一貫して述べてきております。

米軍基地もですね、東アジア、安全保障に大きな役割を担っているということを考えて、今までどおり、この意見書に関しては継続という形でいきたいと思います。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○村椿敏章委員 私たちの会派としましては、この陳情については採択すべきと考えております。

陳情の部分にも書いてありますが、普天間基地をなくしてほしいというのは、沖縄県民の願いです

し、それに代わる辺野古の基地を建設していること自体も、非常に問題がありますし、県民の意思を無視して、工事をどんどん進めているということ自体がおかしなことなので、ぜひこの陳情は採択してほしいと思っております。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○永本浩子委員 私どもの会派といたしましても、今回のこの辺野古の問題、毎回、陳情で出されておりますけれども、国の施策、また、安全保障条約にも関わる大事な問題であり、心情的には本当に普天間基地は本当に危険極まりないということで、ここは何とかしなければいけないけれども、辺野古新基地に関しては、根強い反対もあるということで、心情的には寄り添いたい気持ちはありますけれども、ただ、やはり沖縄以外でも、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正かつ民主的な手続により、普天間基地に代わる代替施設を決定することとありますが、では網走がここを受けられるかといったら、そこまでの覚悟もない段階で、採択することはできないのではないかなと考えておりますので、前回同様、継続ということをお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○山田庫司郎委員 継続という意見もありますから、このままでいきますとまた継続ということになるというふうに判断をさせていただきますが、この内容を見るときにですね、確かに外交の問題、国の政策の問題だから、一自治体としては物を言わないほうがいいという、こういう意見もございますけれども、この中に触れているように、やっぱり国民的議論をしっかりしてきましよう。

今、1人の委員からもありました。

確かに、全国規模でどうするかという議論になったときに、網走市がそうしたら手を挙げる勇気があるのかというお話もありましたけれども、ただ、沖縄の人たちが手を挙げたわけではないのですよね。

だから、平等の中で最終的にどうなるか、国外移転も含めた議論をしましようという話です。

この陳情の中の1番にはですね、後ほどまたその一つの課題で出てきますけれども、辺野古の埋立てには、戦没者がいっぱいいた戦地の土を使わないでくださいという、また陳情も出ているわけですが、これが1項にうたわれているのです。

そういう意味も含めてですね、私はやっぱり基地の問題というのは、もう1回、全国規模、国民でや

っぱり1回議論をするという時期も、やっぱり来ているのでは、遅いくらいだというふうに思いますけれども、やっぱり要らないものは要らないというのが人間ですから、いいものは欲しいけれども、嫌なものは要らないという議論になりますけれども、核のごみの問題もそうです。

国のやっぱりやり方によっては、自治体も手を挙げてですね、いろいろ議論をする機会というのは出てくるのだと私は思いたいので、ぜひ、今後のこの外交の問題、それから沖縄の基地の問題、安保の問題含めて、総括的ないろんな問題が含まれている陳情だと私は思いますから、私はぜひ採択をしてですね、国にやっぱり網走市としての考え方を私は申すべきだと、こんなふうに思いますので、ぜひ採択の方向でお願いをしたいと私は思います。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

○平賀貴幸委員 いろいろ難しい問題が含まれていることは理解はできますし、なかなかその立場が、折り合わない問題でもあるのだなということは理解できます。

ただ、そもそも、日米地域協定という協定があって、その協定の中身に解釈の問題があって、日本の場合は、どこに米軍の基地を造る、造らないということ拒めないというふうな内容になっている人がそもそも問題だと思っております。

ですから、諸外国並みにそこをきちんと直して、真の主権国家たる、我が国日本の在り方を取り戻すということがまず大事なのだらうなというふうに基本的には考えております。

そういったことを踏まえながら、この陳情を見たときに、沖縄に様々な課題があって、普天間飛行場は本当に危険なので、すぐなくさなければいけないという思いがある中で、代替を沖縄の場所で、県民投票等でそこはまずいという状況になっても、国のほうでは進めるというのは、やっぱり日米地位協定というものが、あるからそうなのだというふうに思います。

そういったことを考えても、この陳情を採択しながら、しっかりとそういったものを是正していくということを、国に求めていく必要が私はあると思いますので、採択すべきというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

○栗田政男委員 基地問題、いろいろ種々議論を、議論というか、主張をされたように思いますが、せっかくですから、皆さんどうぞこの問題、私たち日

本人として、日本のあるべき将来に向けての議員間議論を積極的にやっていただければ、少しは違った見方もできるのかなと思います。

私の見解は、沖縄、糸満との関係で、度々お邪魔をしている関係で、県民全体が基地をなくしてほしいなんて誰も思っていない。

それは、早い話が、思いやり予算と言われている、沖縄独特の国家からの交付金、米軍基地も含め、全て日本の国で開発、維持されているのが現状です。

アメリカは一銭も出していません。

なぜそういうことが行われていてきたかっていう、これは歴史間の中で、平賀委員から言われたように、敗戦国である日本が、やはり弱い立場の中で、そうならざるを得なかった昔の現実がそこにあるのでしょう。

そういうことも踏まえながら、その基地がどうの、いろんな話が出ています。

普天間も見に行けばわかると思います、どういう状況か。

埋立て基地も何度も私も足を運びました。

ぜひとも皆さんにも、現地に足を運んで、生の声をしっかり聞いて、日本人として、日本として、どうあるべきか将来に向かって、それをしっかりと議論しないと、うわべだけの情報に惑わされた議論をしても、何の解決にもつながらないのではないかと思います。

防衛、これは国家の、今、現実として内に本来であれば、軍隊も何もない世の中が本当が一番いいのかもしれない。

だけれども、現実、今このときも、まさに軍事政権が誕生したり、とんでもないことが世の中に起っているという現実がそこにあるのです。

そういう中で自分たちの自国をどういうふうにしていくのか、自国を守るということは、私たちの子供たち、未来につながる子供たちがどういう環境を維持していけるのかということにつながっていく、大切な議論ではないかと思います。

形だけの議論ではなく、日本人としての誇りを持ちながら、しっかりと取り組んでいければいいというふうに思います。

これは私の持論ですが、これに関してはそういう意味からも、単純に賛成をしてあげたいということにはなりません。

ただし、無視するのではなく、しっかりとみんな

で議論して、まとまったものができればいいというふうに思っています。

以上です。

○小田部照委員長 栗田委員、継続ということでもよかったでしょうか。

○栗田政男委員 はい。

○小田部照委員長 今、各委員様々な御意見をお示しいただきましたが、現在意見の一致を見ておりません。

ほかに何か委員の皆さんありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員間討議行いますか。

委員の皆さんいかがでしょうか。

〔「必要ない」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第25号辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公平かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情については、意見の一致を見なかったため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出要請について審査いたします。

この要請について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○古田純也委員 コロナ禍により、厳しい財政状況を踏まえるとですね、この特別措置というのを外すことは、ちょっと難しいのではないのかということを考えまして、ここは継続です。

ただ、もし、今日決めるということであれば、この2番と3番の記を外す、削除することであれば、採択。

○小田部照委員長 古田委員、確認いたします。

今の時点では、継続というお考えを示しましたが、記の中身の2番と3番を外す、なくすことによって、これは採択するものとするという御意見でもよかったでしょうか。

○古田純也委員 そうです。

○小田部照委員長 ほかにありますか。

○村椿敏章委員 この中身は、地方自治体の財政状況が厳しいということで、地方財源の充実を求める

ということなのかもしれませんが、このね、理事者の方に確認したいのですけれども、軽減措置、まず、例えば3番のですね、負担調整措置、これがなくなった場合、住民負担は増えるというふうに考えていいのですか。

○小田部照委員長 すいません、村椿委員、もう一度お願いします。

○村椿敏章委員 3番の固定資産税の負担調整措置、そういうものをなくした場合、住民側の負担は増えるというふうに考えていいのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 固定資産税に関わるものでございますが、こちらの負担調整措置につきましては、土地の価格が上がっていつているような局面におきまして、昨年度と同じ評価額にするというものでございまして、当市の場合は、価格が若干減っていく状況にありますので、ここだけを見ますと直接的な影響というのはかなり少ない、ゼロに近いというように認識しております。

○村椿敏章委員 これを、この時限的な部分をなくしたとしても、住民側の負担は増えないということですか。

○古田孝仁財政課長 こちらは網走市に限っての話でございますので、全国では、土地が底値から上昇している地区もございますので、そういう地区におきましては影響があるものと認識しているところでございます。

○村椿敏章委員 そうしましたら、2番の、現行の特例措置は今回限りとし、これについても終了するといった場合は、住民の負担は増えるのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 こちらの意見書のほうを、ちょっと読ませていただきますと、国の責任において対応すべきというふうに記されておりますので、仮にこの制度が全てなくなったとしたら、負担は増えるのかもしれませんが、直接、市と住民という関係ではなくて、国、行政の中で対応していくべきけれども、今回のようなことは、手法として行わないでほしいというような内容かなというふうに理解していますので、直接、どうなるかというのは、その制度全体の行方によって変わるものと認識しているところです。

○村椿敏章委員 今ね、言われたように、財源をどうするかという部分なのかもしれませんが、これをなくすことによって住民側の負担が増えるとなれば、今の、このコロナ禍における住民の厳しい、住民側の

ことを考えた場合、これをなくしてしまうということは、私たちとしては認められないのかなというふうに考えております。

財源の部分ではないですけども、私たちとしては反対の方向です。

反対とします。

○小田部照委員長 村椿委員、不採択ということでしょうか。

○村椿敏章委員 不採択ということです。

○山田庫司郎委員 大変失礼な言い方ですけども、継続という話とですね、不採択という議論がありました。

それぞれの考えですから、それを否定する気は私ありませんが、ただ、全国市議会議長会から出ているということも、これは大きいのだということをも、まず私たち市議として考えなければならないということを、まず一つ目に言っておきます。

議長会から出ているからということではありませんけれども。

この内容によりますと、やっぱりコロナによって、地方財政というのは非常に厳しくなりました。

ただ、国も、交付税含めていろんな形で応援をしてくれていますし、特例措置なんかについてはですね、起債の関係でいろいろ後で戻るような形の措置もしてくれているということも、国もいろいろ対応してくれているのは私も十分理解しています。

ただ、この中身として、固定資産税や自動車税というのは、自治体の非常に大事な税制の一つです、税収の。

これを前置きしながら、特例措置をして、この税制の根幹をもし法改正をするようになれば、地方自治体というのは大変になるから、ぜひその生じて出た、自治体として減額になるようなことがないようにやっぱりしなければならないということがまず一つです。

ここに書いてあるように、2番目については、国がやっぱりきちんと責任を持って、その補填は国がしなさいと。

ですから、特例措置については、今回限りとしてですね、期限の到来をもって、確実に終了することを地方自治体としては求めたいという内容なのです。

私はこのとおりだというふうに思います。

それで、地方財政計画の水準を、前年度がやっぱり下回らないということも、これは非常に大きな問

題です。

自治体によっては、やっぱり基金を切り崩してでも、市民なり、住民に対してコロナ対策をしている自治体もたくさんあるわけです。

そういう意味では、非常にこういう災害的な、コロナということの位置づけも一つできるわけですけども、自治体が大変苦勞している。

そのために、やっぱり国も非常に財政が厳しくなるのだらうと、111兆円の、また来年度の予算もありますけれども、コロナについては、また別枠のような言い方もしていますから、もう少しまた予算額が増えるという可能性もあると思いますが、こういふときですから、最大限使えるお金は、借金してでもやっぱり対策は、私はすべきだというふうにも思う1人ですが、そういう意味で、このコロナに、財政状況に対し、地方税財源の充実を求める意見書っていうのは、ぜひやはり、地方自治体としても内容についても私は理解をさせていただきたいので、ぜひ採択をすべきだというふうに思いますが、今日、理事者の方と、財政のプロもいますから、先ほどの質問に対して答えていますけれども、先ほどあった2番、3番について、これについてはやっぱり、もし理事者として、どんな見解をお持ちか、もしお話ができればお聞かせをいただきたいと思います。

○秋葉孝博企画総務部長 これは文章表現がありますので、なかなか理解できない、一見して見るとですね、よくわからないという文章なのですが、基本的にはですね、国税と地方税があって、今、議員がおっしゃった地方財政計画がありまして、それぞれ持ち分というのは決まっております、一つはこれ、財源の話です。

当然、網走市のような、交付団体は足りない、行政として行政上に足りない分については交付税で補填されますが、コロナ対策に当たって、地方税を使ってするようなことは差し控えてくれというような、そういった文章で、基本的にはですね、国も大変厳しい状況ですが、これまで、財務省なり、総務省との間で、地方の財源が縮小されてきたという経過がありますので、地方としては、こういう機会であったとしてもですね、そうしたことは十分警戒をして、申し上げることは申し上げておくと。簡単に訳してお話をすると、そういうことです。

固定資産税につきましては、これは一般的に見た場合に、かなり地方と大都市圏というのは格差がありますので、大都市につきましては、当然地価が高

騰しておりますから、税収が上がっていくのですね。

ただ、住民負担が余りにも大きいということで、負担調整という制度を使って、3年間徐々に上がっていくという制度です。

これを、コロナ禍で大変厳しい中、これを凍結したと、上がらないようにしたというのが、昨年の例かなと。

ただ、そうすると、地方税が当然減りますので、その分は国としては、交付税等で補填するのですが、大都市、具体的に言うと、東京都みたいところは税が落ちて終わりですから、当然その補填を求めるという動きが出てくるということです。

ですから、このどちらかといえば、今、2番、3番ですか、これについては、そういった地方財政計画における、地方の財源の在り方に対する苦言を呈すると言うのですかね、まず、そうしたことがされたときには、それは申し出をしていくようなことの御意見かと認識しています。

○山田庫司郎委員 非常に、答弁が難しいのだろうというふうには私も思います。

今、企画総務部長が言われたように、これ、全国市議会の議長会の会長が、横浜の市議会の議長だからというわけではありませんが、都市の中で横浜市は最大のところです。

そういう意味では、交付税も含めて、逆に言うと、あそこからお金が地方に回っているという部分も、きっと現実としてありますから、ふるさと納税なんかは。

だから、大都市については、逆にふるさと納税はいかんせんだうだかというのはあるが、あれは逆にちゃんと後で戻ってきていますから、お金は。

そういう実態も一つあるのですが、ぜひ全国市議会議長会ということで、括弧して、横浜市議会議長会とあるのが、これは何か意味があるのかちょっと私も解釈しかねるところもありますが、全国市議会議長会として出ているということの重みも含めてですね、確かに大都市と地方都市の違いと実務の部分での乖離も一つあるのかもしれませんが、ぜひ採択したほうが私はいいというふうにちょっと思います。

○小田部照委員長 他の委員、ありますか。

○平賀貴幸委員 いろいろ表現が難しいところもありますけれども、国でやるべきものは国で対処して、地方の財政にしわ寄せを寄せるような仕組みは

つくらないでくれという内容ですよ。

そういうふうになっていますので、それが住民の負担が増えることにつながるというわけでもないですし、2と3の部分の削るということは、その分、国のしわ寄せが地方に来て仕方ないよねという理解をするということになってしまうのだと思うのですよね。

だから、削除をすれば採択という意味がちょっとよくわからない。私にはわからないのですよね。

住民の負担が増えるようなことはしないでいったほうがいいのだから反対なのだから、削除するのだったということだったらまだちょっとわかるのですけれども、それはそうならないように、国でちゃんと予算措置をして、地方の財政にしわ寄せを与えないでくださいという意見書なので、特に問題ないと思うのですよね。

なぜ採択にならないのかなというふうに思うのと、地方6団体の全国市議会議長会は、うちからも議長が出ていて、我々もその中の一人なのですよ。

問題がないように、全国市議会議長会の中で議論されてきて、この文書が降りてきているという結果を踏まえると、うん、なんで、というふうにしか思わないものですから、採択で普通にいいのではないのでしょうか。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがですか。

○永本浩子委員 私どもの会派といたしましても、地方自治体の財源確保という点では、とても大事なことでと思っています。

先ほど来から問題になっている、この2と3の固定資産税に関するところが、私もちょっとこのデルタ株が感染爆発をして、大都会中心に大変な数になっていて、そういったことを考えたときに、令和3年度限りにするということが、果たしていいのかどうかというところが、余りよく判断がつかない状況ではあったのですが、この事業者とか、その土地を持っている市民の方たちに影響が出ないということだったら、採択したいと思っています。

○小田部照委員長 永本委員、採択ということでよろしかったですか。

○永本浩子委員 はい。

○栗田政男委員 そもそも、こういうことが出てくる自体、我々が目指している地方自治の在り方の根幹に関わる問題だというふうに捉えます。

なぜならば、我々はできれば一括交付金で、極論

を言えばですよ、消費税の増税もいろんな負担が国民にとっては増えるでしょう。

この中ではなるべく税制の一本化を図り、その上で地方に公平に分配してくれて、そうするとこういう問題は根幹からなくなるということなのですが、実は、その複雑なからくりがありながら、日本の財政というのは運営されているというのが現状にあります。

そういうことを考えたときに、本来、地方は財源を確保するために、こういう手法で今困っている人たちが、コロナで大変な思いしている人たちが、命がけで存続するために軽減措置をしたわけです。

ですから、それをすぐやめて、また元に戻して財源を増やす、これまでもいろんな陳情の議論がありました。

例えば、本市のように農業地であれば、軽油税の軽減措置をやめて、農家さんからも、軽油税もらいなさいみたいな陳情もあったように思っています。

そういうことも、漁業者も含めてですね。だから、商売に直結する部分で、今コロナ禍のこのとき、非常に民間は厳しい思いでいる実情があるので。

だから国はこういう形で軽減をしてきたと。

当市の財政、税務課のほうで押さえているかどうかかわからないのですが、多分いろんな指示の中では、あまり無理な取り立て業務はしないようにという情報も私はいただいております。

それぐらい大変だということです、民間は。

だから、そういう意味からすると、それをすぐ財源確保のために云々というのは、難しいのかなとは思いますが、片や平賀委員が言ったように、私たちの議会も、この一部に入っています。

先ほど来、横浜市会、市会なのですね、あそこはね。

大阪市会とか、市議会ではないのです。

そういう言い方をしますが、そこがトップになりながら、日本で一番大きいと山田さんが言われたように、巨大都市で、大きな人数を抱えている都市であります、そういうところから出てきて、ピラミッド型の中の私たちが一部なので、それを不採択だとかするということのも、またちょっと筋が通らないのかなと。

非常に悩ましいところですが、私は、これはそういうことを加味した上で採択しても構わないと思っています。

○小田部照委員長 各委員、御意見いただきました。

不採択、または継続、採択の方が大方だったのですが、ここで委員間討議いたしますか。

〔発言者あり〕

それでは、まず確認ですが、村椿委員……

〔「委員長、休憩」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩いたします。

午後 1 時 46 分休憩

午後 1 時 54 分再開

○小田部照委員長 それでは再開いたします。

休憩中、各委員よく協議されたようですが、継続であった古田委員から、御意見をお示しいただきたいと思います。

○古田純也委員 先ほど、理事者の答弁をお聞きしまして、市民負担がないということをお聞きしまして、先ほど継続と述べましたが、意見を変えまして、採択で。

○小田部照委員長 採択ということで、わかりました。

それでは、次に、村椿委員のほうにも意見を示していただきたいと思います。

○村椿敏章委員 私たちの会派の中では、先ほど不採択ということをお願いしたのですが、住民負担が増えることがないようにという部分が、文言の中に何らかの形で入れば、採択すべきと考えます。

○小田部照委員長 村椿委員、確認ですが、こちらの要請は採択の方向で考えていますが、記の中のどの部分に追記したいか、お示しいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 それでいくと、2 番も、3 番も、4 番も非常に気になるころではあるのですね。

総じて、住民負担、要は今のコロナ禍の中で、住民を守るべき、自治体が住民負担を増やすということにはならないようにしてほしいというのがあります。

○小田部照委員長 それでは、村椿議員は採択の方向ですが、意見書の中で、住民負担にならないようにという文言を追加すれば、採択で考えるという村椿委員の意見ですが、他の委員は、これはどうでしょうか。

○山田庫司郎委員 あまり副委員長がしゃべるべきではないのですが、ちょっと発言させてもらいます。

古田委員から出たようにですね、税の負担が増え

ないということが前提だというお話がありますけれども、この前文にあるように、令和4年度の地方税制改正に向けた中の、この5点なのですね。

ですから、財源が必要なときと、マイナスのところが一番いいのは、同一になればいいのですが、凸凹を調整するときに、やっぱり税収を上げて、収入を増やさなければならぬという場合も、私はあるのだというふうに思いますし、村椿さんから出ていた一つの意見は、私もそういう気持ちが一番私も持っていますが、住民負担にならないという意見書の中にそれを入れるとなると、これは相当私は難しいと思います。

だから、場合によっては、層によっては、住民負担が生じる場合もあるわけですし、どこかの部分が、負担が軽減されて、どこかが上がるという場合も、これは出てくるというふうに思いますね。

だから、私はこのまんまで採択できるのが一番いいかなというふうにちょっと思いますが、こんなこと言ったら、大変申し訳ありませんが、無理してまとめるのなら、まとめないほうが私はいいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員、御意見ありますか。

それでは、村椿委員にもう一度確認いたします。

この意見書に関しては、住民の負担にならないという文言が追加されない限りは継続と、不採択ではなくて継続という意見でよろしかったですか。

○村椿敏章委員 はい、継続でいいです。

○小田部照委員長 それでは、委員間討議の中でも意見の一致を見ませんでしたので、それではお諮りいたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書の提出要請については、意見の一致を見なかったため、継続審査すべきものとして決定してよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念についての意見書提出要請について審査いたします。

この要請について、委員の皆さんの御見解をお示ししていただきたいと思います。

○村椿敏章委員 この要請ですね、要請は採択すべ

きと考えます。

ここに書かれてあるとおりであります。

遺骨が混入した土砂を埋立てに使用するということはあってはならないと思っております。

そして、これ沖縄のことだけではなくて、やっぱり日本全国民がね、考えるべきことだと思いますので、ぜひ、採択してほしいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○古田純也委員 この問題に関しましては、沖縄でも相当賛否が割れておりましてですね、事実確認をする部分も含まれておりますので、継続でいきたいと思います。

○小田部照委員長 他の委員、いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 事実確認という話もありましたけれども、事実確認はするまでもなくですね、全国から、沖縄戦には、様々なところから発見をされて、糸満市に行けば戦没慰霊碑があつたりして、誰が亡くなっているとか、その辺もちゃんとあつてですね、もう既に、沖縄だけの問題ではなくて、全国から来て、亡くなられた方がいらっしゃったということは、もう事実なわけです。

その事実に基づいて、そういった激戦があつたような場所の土を使っていくことで、そこに亡くなられた方々の遺骨が含まれている可能性があるんで、それをやめてくれという話です。

考えるまでもないですよ。

わざわざその土を使う必要はそもそもありません。

別の場所、どうしても必要であれば使えばいい話ですし、中身を見ても、別に埋め立てをすること自体をやめてくれと言っているわけではなくて、そのものを使わないでほしいというふうに、おっしゃっているわけですね。

戦没者の遺骨収集の推進改正の法律によって、遺骨収集を実施するようなことも求めているわけです。

これ、今もなおですね、遺骨収集というのは活動が続いているわけですから、そこを尊重するということは、当然必要なことだと思いますので、戦後70年超えましたけれども、やはりまだ問題は解決されないものが、まだまだあるのだということです。ここは採択をして、しっかり国に取り組んでいただくということは、申し上げる必要があるのだと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょう

か。

○永本浩子委員 今回の人道的見地からということで、沖縄戦に戦没者の遺骨が混じっている土砂を使うというのはどうなのだという、こういった今回の要請ではあったのですけれども、私も、沖縄の現地でも、いろんな議論があるということで、本島南部の豊見城市の市議会の検討内容を、YouTubeで発信をしていたので、聞いてみたのですけれども、ボランティア、ガマフヤーという、やっていらっしやる、この具志堅隆松さんが、一つの採掘業者の工区内に、その中の議論でいろいろ言われていた内容では、無許可で立ち入り、無断で掘り起こして、そして奇跡的な早さで遺骨を発見し、業者の確認を得ることなく、マスコミ報道がされたということで、その一方的な報道をされた業者からは、風評被害の嘆願書まで出されているということや、また、具志堅氏が発見したこの遺骨と称するものは、警察に確認してもらった上で、現在、沖縄県平和財団センターに預かってもらっているけれども、この遺骨と称されているものが、戦時中の遺骨かどうかの判定には1年近くかかるという内容、また、沖縄は、やはりこういった遺骨が含まれている可能性が高いということで、表土部分は全て剥離をして、別の場所に保管をして移してから、その表土部分の下にある琉球石灰岩のみを採掘するという、今ルールになっているそうで、ここの琉球石灰岩の部分には、遺骨が混入する余地はないというか、そういった見解や、また採掘の権利を許可するのは、県知事であって、国ではないので、この宛先が国になっているのもおかしいのではないかな等々、様々な議論がありまして、結局、この豊見城市市議会としては、この要請に関しては否決をされておりました。

私もその内容を視聴させていただいて、本当にこの具志堅氏がもしかしたらこの違法行為ということで、訴えられる可能性もあるかもしれないという話も出ていましたけれども、こういった状況で、地元でも本当に意見の分かれる部分でもありますので、ここはもう少し慎重に、見守るべきだと思いますので、うちの会派としては継続でお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかのいかがでしょうか。

○山田庫司郎委員 皆さん慎重なようですから、それはそれとして、評価もいたしますけれども、ここに書いていますように、人道的見地と。

それと、本当にそれが遺骨なのかというお話と、

ある程度そこに遺骨がある部分は、取ってから、その下を採取するのだと、今お話もありました。

ただ、ここに書いてあるようにですね、どうあれ、やはり沖縄本島で、沖縄の住民の皆さんが巻き込まれたという表現はちょっと別にしてですね、一緒に戦う中で、やっぱり多くの住民が犠牲になったと。

先ほどもありましたけれども、北海道の方たちも、平和の礎の中には、名前も含めて書いてあります。

そういう意味で、ここにもあるものに、約7万8,000余りの方がここで亡くなっているわけでありまして、どこに遺骨があるかというのは本当に、ここで集中して亡くなったというのは、一つはある程度わかるのかもかもしれませんが、どこにあるかはわからないと僕は思います。

そういう意味で、疑いらしきものはやっぱりやらないほうがいいという、遺骨に対してやっぱり失礼なことは絶対してはいけないということが、この中の一つの文章だと思いますし、この御霊石の話もしています。

遺骨がない場合については、そこの土を、石を遺族の方に送ったという。

ただ、それを、そこをまたいじるということは、国そのものがそれに対して、自らを否定することにならないのかという、この文章もございますけれども、やはり、本当に犠牲になられた皆さんの遺骨が、疑わしきことについては、やはり埋立ての土には使わないと。

私は、これがやっぱり大前提だというふうに思います。

どうしても埋立ての土が欲しいなら、確かに沖縄には山がありませんから、高いところを切り崩して持っていくというのは、非常に難しいのかもしれませんが、ほかの県なり、ほかの島がもし了解してくれるのなら、そこから運ぶ手も、私はあると思いますし、90メートルの杭を打ってですね、幾らかかるかわからない辺野古の基地をこれからもうろうとしている国ですから、お金をどんどん、迷惑をかけないで使うのには私は理解させていただきます。

そういう意味で、やはりこれは人道的見地ということも私はありますから、網走市議会として、沖縄の問題ということに片づける気はもちろん皆さんないわけですが、ぜひ採掘をしてですね、先ほど沖縄県が許認可を持っているということがありま

すけれども、これは計画を断念すべきということで、国に出さなければ意味がありませんので、ぜひ採択をしてですね、国に網走市議会として、意見書として、ぜひ提出していただきたいと、私は思います。

○小田部照委員長 他の委員、ありますか。

○栗田政男委員 大変貴重な御意見をいただきながら、そういうことになっているのだと感心していたのですが、感心ばかりもしていただけないので、意見を出させていただきます。

これを最初見たときに、本当の話かなと私は思うのですよね。

南部から今埋立てがされている地域まで、非常に距離があります。

それを現実的に運ぶとなると、非常に運送コストがかかるのですね。

本当にそんなことを考えているのかなというふうに思うのと、かなり昔から、美ら海水族館に近い地域、名護からちょっと奥のほうなのですが、非常に高い岩場というか、山があります。

そこはもう大量の、多分、埋立てを想定されて、砂利が山積みになっています。

十二分に埋められるだけあるのだらうなというぐらいの大きな工事を、埋立てを想定して準備されている状況もあった中で、どうも南部と申しますと、我々の姉妹都市の糸満、皆さんも行ったことがあるひめゆり周辺、あの辺に戦争遺跡もいっぱいあるのですが、あの辺の土を現実的に、表面を剥いで、下の土を持っていくという、あの平地からそんなに大量の土を持って本当に行けるのかなという、土地カンとしては、そんなふうに思わざるを得ません。

本当であれば、やはりこれは通してあげたいのですが、どうもその信憑性がいまいちだなという気がしてなりません。

もう1点、今皆さん議論していますが、開発工事の許認可の関係で、採取許可というのは、県なりが出さなければいけないのですが、民間地なのか公有地なのか、これすらもはっきりしてないですね。どこの土地なのだと。

民間の土地は、戦争遺跡であろうが、遺骨が埋まっているのが、自由に処分できるのですよ。

こんなの当たり前のお話なので、民間のものであれば、声高にそういうことを言うのもいかなものかなという気がします。

公的なものであれば、当然いろんな人骨とか出て

きた場合については、調査するというような方向性は出ていますが、この戦争の古代の文明遺跡については、そういう手法をとられているのですが、戦争遺跡についてはどうか、ちょっと僕も確認していないのですが、そういうことを鑑みたときに、ちょっと信憑性等を、いろんなことをこれから調査してしっかりと考えた中で本当にそうであれば、やはり人骨の散乱しているような場所からは、心情的にはやらないほうがいいのかという方向性を持っていますが、ちょっと調査しながら、そういう意味で継続をお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 各委員、それぞれの見解をお示しいただきましたが、意見の一致は見られません。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念については、意見の一致を見なかったため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

ここで、5分間、暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時19分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

それでは続きまして、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書提出要請について審査いたします。

この要請について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○古田純也委員 この制度は、非常にですね、わかりづらくて、事業者、消費者にはですね、一定の手間などがかかるというのは認識しておりますが、やはり公平公正なですね、税の徴収には必要な制度だと考えますので、継続でお願いいたします。

○小田部照委員長 継続ですか。

○古田純也委員 はい。

○小田部照委員長 他にありますか。

○村椿敏章委員 インボイス制度の導入中止を求めていることですが、網走の中小零細業者の方にとしてみると、今まで免税の業者であった人たちが、このインボイス制度をすることになることによって、取引ができなくなるとか、廃業に追い込まれる、そ

ういう可能性が非常に高いものですから、網走の経済を考えましても、インボイス制度の導入は中止すべきと考えております。

ということで、採択すべきと考えます。

○小田部照委員長 採択。

○村椿敏章委員 はい。

○小田部照委員長 他の委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 インボイス制度については見直す必要があったり、実施をちょっと延期しなければいけないような環境にあるというふうに私も認識しております。

このコロナ禍の影響も含めてそういう状況だと思いますが、なかなか導入中止というのは難しい部分もあるのだらうなと思っておりますので、延期や見直しを求めるということでしたら理解できるので、そういった形で意見書の整理ができるのであれば、採択してもいいのかなと思いますけれども、そんな認識でございます。

○小田部照委員 ほかの委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 インボイス制度ですけれども、軽減税率が導入されまして、消費税の税率が2種類になったところから発生したことであります。

このインボイス制度がもし導入されなければ、仕入れと販売において、不正を行うこともできるようになるということと、また正確な納税額を算出するためにも、これは必要なことだと私は思っております。

既に、この令和3年の10月1日から申請受付が開始されて、実施されるのは令和5年ですかね。

令和5年の10月1日からで、免税事業者の方たち、本当にちょっと仕入れ税の税額控除が、この令和5年、2023年から段階的に廃止されますので、2029年の10月1日からは完全廃止ということなので、それまでに少し時間的な余裕もありますので、免税事業者を続けるのか、課税事業者になるのか、どちらがいいのかということも、そういった過程の中で選択をしていただきたいと思います。

今後のことを考えると、少し制度的には面倒であったりとか、そういったこともあるかもしれませんが、やはり公正な税取引ができて、また、納税金額をきちんと算定するためにも、このインボイス制度は必要なことだと思っておりますので、この要望書に関しては反対をさせていただきます。

○小田部照委員長 ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、各委員それぞれ意見いただきましたが、意見の一致を見なかったですが、ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書提出要請については、意見の一致を見なかったため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 続きまして、市町村議会における社会資本整備等に関する意見書提出要請について審査いたします。

この要請についての、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○古田純也委員 この要請に関しましては、採択でお願いいたします。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょうか。

○永本浩子委員 これ、前にも出たかと思えますけれども、大事なことだと思いますので、私も採択でお願いしたいと思いますが、これ、道議会が出した意見書が横に載っていますけれども、この中で、6番の泊発電所周辺の道路に関する、この記述は網走市とは関係がないというか、ここのところを抜いていただいて、ほかのものを採用するという形で、意見書をぜひ出していただきたいと思います。

○小田部照委員長 他の委員、ございますか。

○平賀貴幸委員 この要請は採択していただきたいと思います。

あとは、網走になかなか合わない部分もあると思います。

その辺は文言整理をした上で、要請を採択されるのが望ましいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 これ、要は道路の整備をどんどんやってほしいと。

国土強靱化というところで言いますと、その災害に対応できる、そういうことも考えて整備すべきだっていうところは、わかるのですが、ただですね、3番の高規格道路について、未着手区間の早期着手や、さらには4車線化ということを言っているの

すけれども、網走でいいますと、交通量もさほど多くなく、今の国道をさらに拡幅することで、いろいろな部分は解決できると私たちは考えております。

そしてこの計画を、計画ありきで進めていくこと自体、今この人口減少している中で、どうやっていくかというのを、もう一度見直す時期でもあると思いますので、計画どおりやりましょうというのは、ちょっと無理があるのかなと。

あわせてですね、この3番の一番下のところにある、「重要物流道路のさらなる指定を図ること」というところも、これは40フィートほどの高さの海上コンテナ、かなり大きな車、コンテナですね、それを港湾から物流施設に運ぶというものでありまして、こういうものについても、運ぶために道路をさらに整備するということについては、同意できないので、私たちの会派としては、これについては採択すべきでないと考えています。不採択で。

○小田部照委員長 ほかの委員ございますか。

○山田庫司郎委員 部分、部分を考えますと、やはり納得いかない部分も、それぞれの立場でおありだというふうに思います。

ただ私は、今回これが出ているのは、道内ですね、国土強靱化の北海道道路整備促進協会及び治水砂防海岸事業促進同盟、市町村でこういうものをつくっていて、ここから出てきている経過があります。

先ほど平賀委員からあったように、やはりこれは道議会の7点ございますけれども、逆に、願意の国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書というタイトル、これはもちろん変わりませんが、中身についてですね、網走市にやっぱり見合う中身をですね、理事者の方の御意見もいただきながら、再度まとめる中でですね、ぜひ網走市議会として私は採択をして、提出をしていくべきだというふうに思いますが、その辺皆さんが納得していただければ、ただ、何でもいから継続、継続と言っているのも一ついいのですけれども、何かこう話し合う中で、何か共通認識ができてですね、網走市としての意見が、やっぱりもし言えるような状況をつくることも一つかというふうに思いますので、ぜひ委員長に、皆さんからまた意見いただいて議論していただきたいと思います。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時33分再開

○小田部照委員長 再開いたします。

それでは、先ほど山田委員、そして平賀委員、永本委員のほうから、網走の内情に沿ったような、意見書のような発言がありました。

こちらで意見書、網走の実情に合った意見書でまとめてという御意見なのですが、村椿委員、こういった方向でいかがでしょうか。

○村椿敏章委員 先ほど、こちらの意見書第5号の部分で、私も話をさせてもらいましたが、網走の実情に合わせて文言整理するということであれば、採択ということでも構いません。

○小田部照委員長 それではお諮りいたします。

市町村議会における社会資本整備等に関する意見書提出要請については、全会一致により、採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

こちらの要請についてですが、事前に正副委員長で意見書案を作成させていただいておりますので、後ほど、他のものと併せて配付いたします。

○小田部照委員長 それでは続きまして、新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書提出要請について審査いたします。

この要請は、令和3年6月17日に当委員会に付託されましたが、継続審査となっております。

申し合わせ事項において、要請の受理があつて、2回の定例会が経過しても結審に至らない当該案件は、審議未了とすることとなっているため、本日の委員会でも結審しなかった場合は、審議未了・廃案すべきものと決定されます。

この要請について、委員の皆さんの見解をお示しいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 去年の米価が下がって、また今年も大変な状況だということで、このままでいくと、お米の農家さんもたくさん廃業しなければならないような形になってしまうという懸念がされております。

今、お米の価格を全て市場任せにしていること自体が問題であつて、やはり国が買い取るなど、価格保障するなどは絶対に必要なことだと思うので、この意見書については採択をお願いします。

○小田部照委員長 他の委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 改めて米の販売状況なども聞き取

ってみる機会があったので、聞き取ってみましたけれども、やはり、お米がなかなか売れなくなっているというのは、現実に網走でもあるようですね。

その関係があって、やはり米の価格も下がったりして、なかなか厳しいということが農家さんにも及んでいるという状況はあると思います。

このコロナ禍が、そんなところにも影響、やっぱり出しているのだなということは、改めて考えたところですよ。

意見書案を見ると、そういった面もやっぱり対処が必要だということと、生活者困難者、学生などへの食料支援についても言及されていました。

先日、商工会議所青年部で、食料支援、実際やってみたのですけれども、集まった方々は約100人ぐらいでした。

インターネットも含めて、調査を行いましたけれども、8割から9割近い人たちが、やはり食料含めです、困っているのですよ、実際に学生たちも。

こういう制度はやっぱり必要だということは、実際に調査して、声を聞いてみたらやっぱり明らかなのですよ。

ですから、こういった要請をしっかりと採択して、国に対して対処を求めるのは当然のことだと思っていて、それをいろんなボランティア団体がやったり、NPO法人がやっているというのは、やっぱり違うのですよね。

本来国がやっぱりやるべきなので、ここはしっかりと地方からそういった声を上げていくべきだと私は思うので、採択すべきだと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょうか。

○立崎聡一委員 文面を読ませていただきました。

もちろん2回目なのですが、米の消費、今平賀委員がおっしゃったとおり、コロナ禍ではなくても、国民の米需要というか、食べる量が減っているというのは事実でございます。

この中に、意見書案の2番のほうにも、いろんなことが書いてある、生活困難者、学生などへの食料支援、コロナとは別に、考えなければいけないのかなという、今回コロナがあるので、そこはそれで考えなければいけないというふうにも思う一面もあります。

ただ、米農家に関して言わせてもらえれば、私も一農家として、ただ米は作ってはいないのですけれど、

かなり優遇されている部分もございますし、こちらのほうに書かれてあります、飼料米、加工米などに回すのも一つの方法ですし、それから転換をするということで、国からの補償金等も出ますので、ここはやはりもう一度考えてみないといけない点だというふうに思います。

これは、引き続き継続でお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 前回のときも言わせていただきましたけれども、お米離れが、やはり日本人の中で、パンやパスタのほうにかなり移行して、お米を食べるという、こういう文化がだんだん減ってきて、そのために需要が減ってきているというのは、コロナに限らずで、そこが一番の原因なのではないかなと私は思っています。

今、立崎さんのほうからもありましたが、国としても、お米から小麦とか、飼料用米に転作したときも、その所得差が出ないように、かなり高い交付金を出しております。

昔は、余ったから国に買ってほしいということで、税金を投じて買い上げたこともありましたが、やはりこういったやり方を繰り返しているだけでは、抜本的な解決にはならないのではないかなというふうに考えます。

また、記の3にあります、ミニマムアクセス米の輸入抑制を直ちに実行すること、ということが書いてありますけれども、このミニマムアクセス米自体が、日本の米農家を守るために、海外のお米に、かなり高い関税をかけて、日本に安いお米が入ってこないようにするために、日本の米農家を守ってきたということに対して、ウルグアイ・ラウンドでそれはおかしいのではないかとということで、海外のお米を税金で買うことで、国内の米農家を守ってきたというもので、これは日本に義務として課せられたものなので、こちらの都合だけで勝手に直ちに輸入抑制をすることができるかそういったことではなくて、国際的な取り決めの中で、こういったことが行われているということなので、もう一度きちんと抜本的な見直しというところを考えていかなければならないのではないかなと思っておりますので、私としては、この要請に関しては反対したいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見の一致を見ませんでした。

それではお諮りいたします。

新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書
提出要請については、意見の一致を見なかったため、審議未了・廃案すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定させていただきます。

それではここで、意見書案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後 2 時 43 分休憩

午後 2 時 49 分再開

○小田部照委員長 それでは再開いたします。

それでは、意見書案を配付したものをご確認ください
いただいたと思いますが、これに関して村椿委員、
いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 4 番の文言整理していただいて、
おおよそは認められるかなというところなのですが、
一つ 4 番のですね、一番下の重要物流道路、私
が調べたところでは、海上コンテナ車、これを運ぶ
ような道路だと。

大型の車が走るそういう重要物流道路にするのだ
ということなのですが、ちょっと理事者の方に聞か
たいのですけれども、この重要物流道路というのは
どういう道路を言っているのでしょうか。

○立花学建設港湾部次長 今、案としてお示しさせ
ていただいている、4 番のところの文章の中での最
後の行に、重要物流道路ということでございます
が、この需要物流道路の考え方としては、上にも書
いてございますけれども、災害の強化ということの
推進と絡めてですね、例えば、緊急的に物資を運ば
なければならないであるとか、今、盛んに進めてい
る無電柱化によって災害が発生したときに、そうい
う電柱が倒れて、機能不全になるというような道路
をなくするという動きもありまして、そういう位置
づけの中での重要物流道路ということで、解釈でよ
ろしいかと思います。

○村椿敏章委員 今の説明でいくと、ちょっと私の
考えているものとは若干違ったということですね。

私たちの会派としては、なかなかこの重要物流道
路や、高規格道路について含んでいる部分は、どう
かなとは思いますが、網走市議会として採
択していくということであれば、そこは私たちも採
択の方向で考えたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員の皆さん、配付した
意見書の内容で御確認よろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、市町村議会における社会資本整備等
に関する意見書提出要請については、委員長名により
委員会として意見書案を、本会議に上程し、意見書
の提出先は地方自治法第 99 条の規定に基づき、国会
及び関係行政庁に提出することに決定してよろしい
でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、ここで理事者退席のため、暫時休憩い
たします。

午後 2 時 51 分休憩

午後 2 時 52 分再開

○小田部照委員長 それでは再開いたします。

次に、行政視察について協議したいと思います。

6 月 17 日の総務経済委員会において、新型コロナ
ウイルス感染症の状況を鑑みつつ、オンラインを活用
して実施する方法も検討すると決定しております。

現段階において、実際に現地に視察へ行くか、そ
れともオンラインで行うかも含めて、各委員の皆さ
んの御見解を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

○永本浩子委員 現段階と言われると、ちょっと緊
急事態宣言も延長されるのではないかとこの状
況の中で、現地に行くというのはかなり受け入れる
側も厳しいかと思いますが、私としてはオンライン
で一度やってみるのもいいのではないかと
思います。

○小田部照委員長 ほかの委員の皆さんいかがで
しょうか。

それでは、今、永本委員からあったように、ほか
の委員も同様で、オンラインでの視察がよろしいの
ではないかというような御意見ですが、仮にオンラ
インでの実施の場合に、時期は問いませんが、いつ
までというような期限を決めて動いたほうがいいと
思いますので、今回の総務経済委員会までに、各委
員の方々がそれぞれ視察項目や、視察先を考えてい
ただきまして、その際、視察先、項目を考えた上
で、オンラインでの対応ができるかどうかも含めて
調べてきていただきたいと思います。

今回の総務経済委員会についてですが、今会期の
最終日、9 月 28 日火曜日に、視察についてで、総務

経済委員会を開催したいと思いますが、それまでに
皆さん考えて、調べてきていただけますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決めさせていただきます。

それでは、これをもちまして総務経済委員会を終
了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2 時54分閉会
